

キラリかさまプラン

第3次笠間市男女共同参画計画（案）

（平成30年度～平成34年度）

2018～2022

笠 間 市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 笠間市の現状と課題	5
3 計画の基本理念	19
4 笠間市が目指す将来の姿	20
5 計画の位置づけ	21
6 計画期間	22
第2章 計画の内容	23
1 基本目標	24
2 重点的に推進する視点	25
3 計画の体系	26
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	27
基本目標2 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり	32
基本目標3 すべての女性が輝く社会づくり	38
第3章 推進体制と進行管理	44
1 推進体制	45
2 進行管理	46
第4章 指標項目	47
1 目標指標	48
2 参考指標	49
付属資料	50

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 世界の動き

昭和 50 (1975) 年	第 1 回世界女性会議で「世界行動計画」採択
昭和 54 (1979) 年	国連総会で「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60 (1985) 年	第 3 回世界女性会議で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7 (1995) 年	第 4 回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」採択
平成 12 (2000) 年	国連特別総会開催
平成 17 (2005) 年	第 49 回国連婦人の地位委員会開催
平成 22 (2010) 年	第 54 回国連婦人の地位委員会開催
平成 27 (2015) 年	第 59 回国連婦人の地位委員会開催

国際連合が昭和 50 年を「国際婦人年」と決議し、昭和 51 年から昭和 60 年までを「国際婦人の 10 年」と定め、昭和 54 年に女子差別撤廃条約を採択し、女性の地位向上に向けた世界的な取組みが進んできました。平成 7 年には、「平等、開発、平和への行動」をテーマに第 4 回世界女性会議が北京で開催され、その後、女性施策の指針として「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

また、平成 27 年には「北京宣言及び行動綱領」の採択から 20 年にあたることを記念し、「北京+20」(第 59 回国連婦人の地位委員会) がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。同年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標 (SDGs) のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

GGI (ジェンダー・ギャップ指数) 2017 日本: 114 位 / 144 か国

経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0 が完全不平等、1 が完全平等。

順位	国名	スコア	順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.878	8	アイルランド	0.794
2	ノルウェー	0.830	9	ニュージーランド	0.791
3	フィンランド	0.823	10	フィリピン	0.790
4	ルワンダ	0.822	:		
5	スウェーデン	0.816	15	イギリス	0.770
6	ニカラグア	0.814	:		
7	スロヴェニア	0.805	114	日本	0.657

(2) 国の動き

平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 (2001) 年	「DV防止法」(*通称)制定
平成 17 (2005) 年	「男女共同参画基本計画」(第 2 次) 策定
平成 18 (2006) 年	「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正
平成 22 (2010) 年	「男女共同参画基本計画」(第 3 次) 策定
平成 25 (2013) 年	「DV防止法」(*通称)一部改正
平成 27 (2015) 年	「女性活躍推進法」(*通称)制定
同	「男女共同参画基本計画」(第 4 次) 策定

国においては、女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、少子高齢化と人口減少時代に突入したわが国の最重要課題として位置付けています。

これまでも平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しております。また平成 27 年 8 月に成立した女性活躍推進法により、男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入りました。現在は、平成 27 年 12 月に閣議決定された第 4 次男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

(3) 県の動き

平成 13 (2001) 年	「茨城県男女共同参画推進条例」制定
同	「茨城県男女共同参画推進審議会」設置
平成 14 (2002) 年	「茨城県男女共同参画基本計画」策定
平成 18 (2006) 年	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
平成 19 (2007) 年	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定
平成 22 (2010) 年	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定
平成 23 (2011) 年	「茨城県男女共同参画基本計画 (第 2 次)」策定
平成 28 (2016) 年	「茨城県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」策定

茨城県では平成 13 年 3 月、行政、県民、事業者が一体となって積極的に男女共同参画の推進に取り組むため「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づく基本計画を策定し、施策を総合的に推進してきました。

現在は、平成 28 年 3 月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」に基づき、人から組織、さらには社会へと男女共同参画の輪を広げ、男女がともに夢や希望を実現するための取組みが進められています。

(4) 市の動き

平成 18 (2006) 年	「笠間市男女共同参画推進条例」制定
平成 20 (2008) 年	「笠間市男女共同参画計画」策定
平成 24 (2012) 年	「笠間市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 25 (2013) 年	「第 2 次笠間市男女共同参画計画」策定
平成 28 (2016) 年	「笠間市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

笠間市では、平成 18 年 3 月に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成 20 年 3 月に「笠間市男女共同参画計画」を策定し、男性も女性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、5 つの基本理念に基づき、様々な取組みを進めてまいりました。さらに、平成 24 年には、「笠間市男女共同参画に関する市民意識調査」及び「笠間市男女共同参画計画」の推進状況の検証を行い、平成 25 年 3 月には、それらの結果を踏まえるとともに基本目標を 3 つに集約した「第 2 次笠間市男女共同参画計画」を策定しました。

「第 3 次笠間市男女共同参画計画」は、平成 29 年度に第 2 次計画が最終の計画年度を迎えたことから、第 2 次計画の推進状況を検証するとともに、改めて男女共同参画に関する市民の最新の意識と国・県の動向を踏まえた計画として策定をするものです。

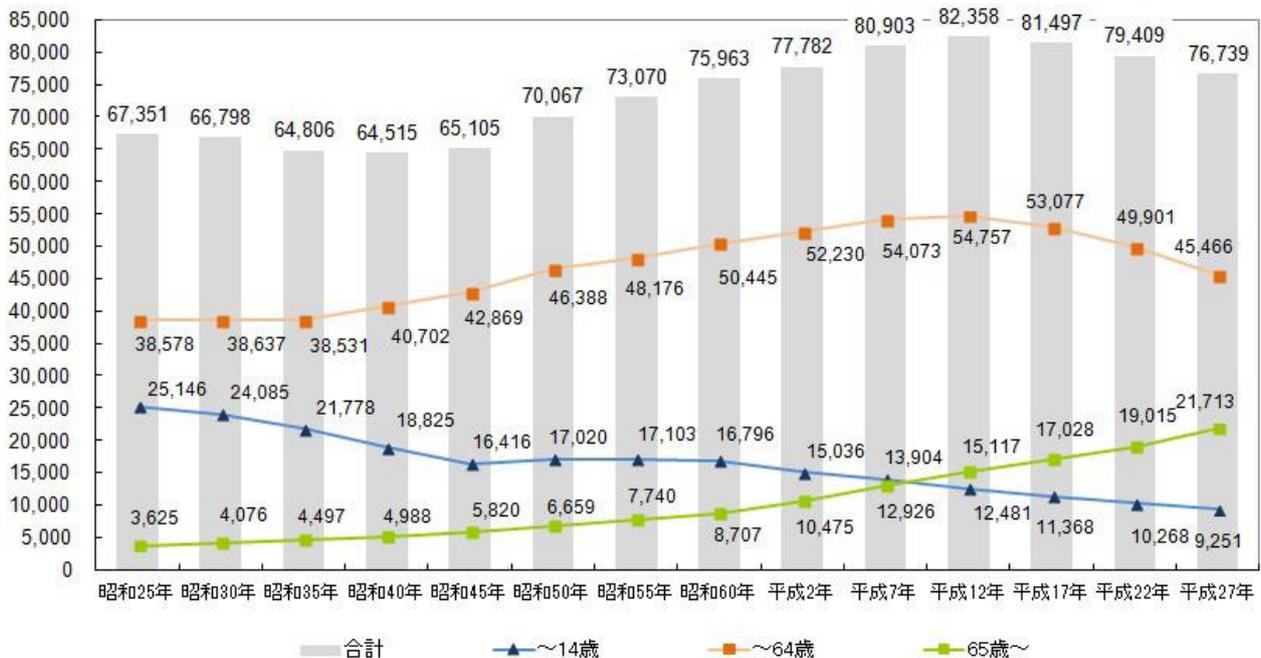
2 笠間市の現状と課題

(1) 人口と世帯の推移

■人口の推移（3区分）

全国では人口減少、高齢化社会が急速に進行していますが、笠間市の人口は微減傾向にあり、今後も減少することが見込まれます。

年齢3区分（14歳以下の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口）でみると、年少人口は、2度のベビーブーム期頃に上昇がみられますが、昭和55年以降、減少を続け、同時期と平成27年とを比較すると約46%の減少となっています。生産年齢人口は、総人口が減少局面に入る平成12年を境に減少に転じ、同時期と平成27年との比較では、約17%の減少となっています。老年人口は、一貫して増加を続けています。また平成12年に年少人口と老年人口の数及び総人口に占める割合が逆転しています。

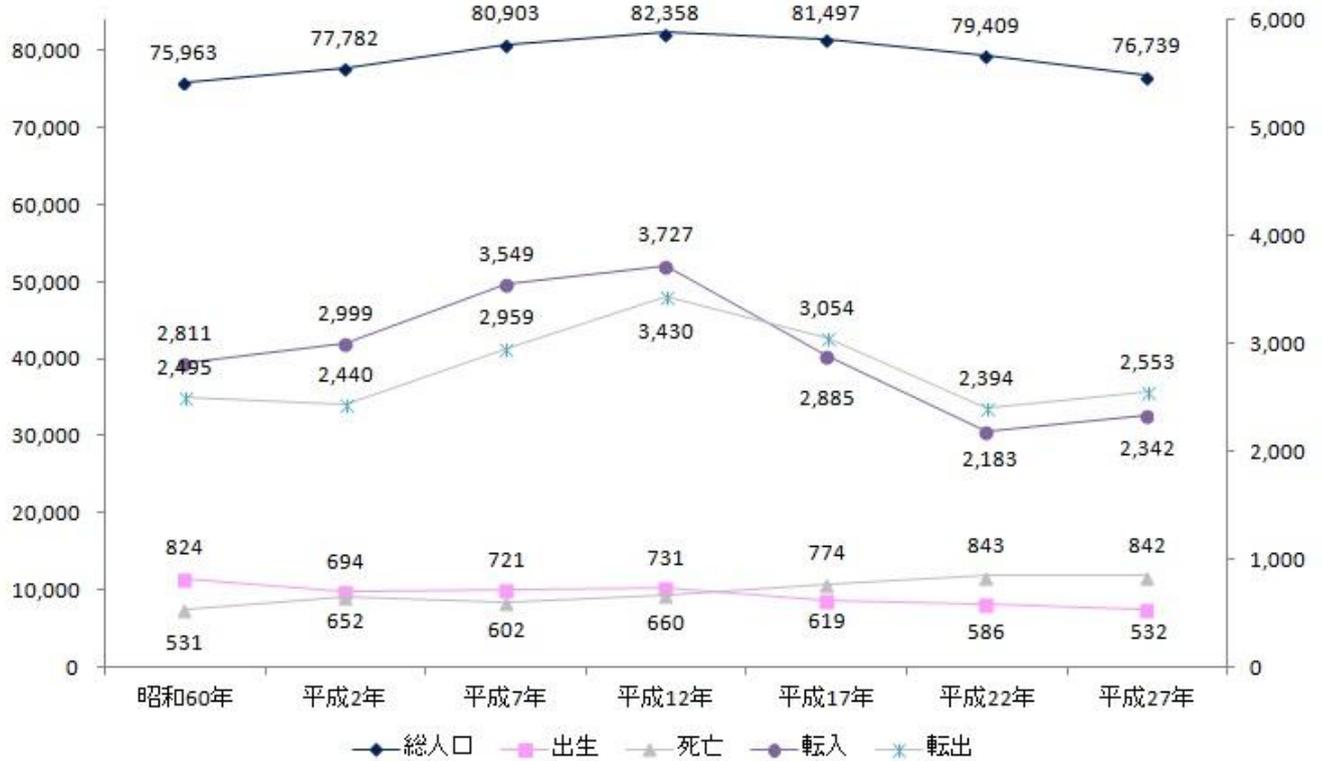


資料：国勢調査（総数は年齢不詳を含む。昭和30年以前は市町村界区域の関係で総数に誤差あり。）

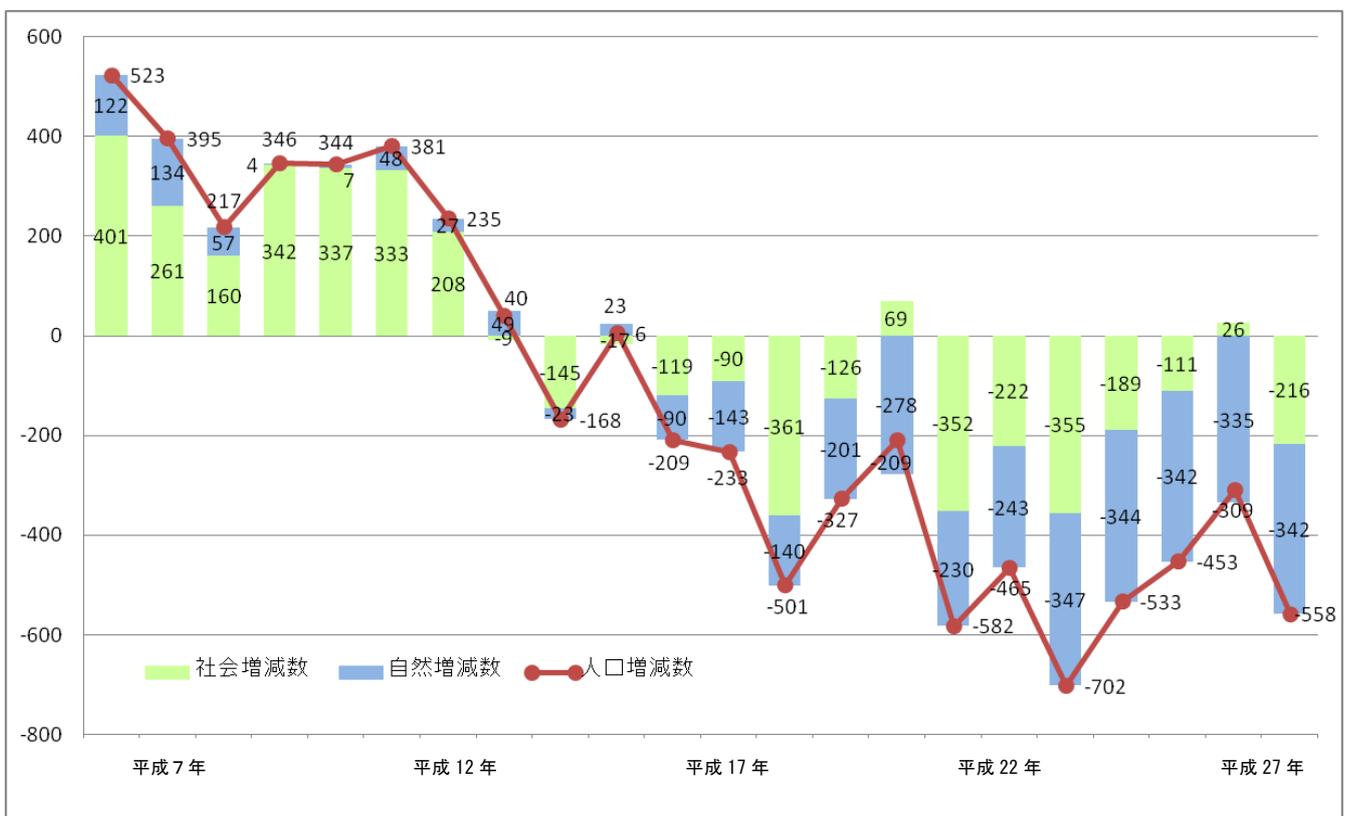
■自然増減、社会増減の推移

近年の傾向としては、死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっており、人口の減少及び出生率の低下から出生数が減少を続けている一方、高齢化の進展とあいまって、死亡数は増加傾向にあります。

転入及び転出では、平成12年頃までは転入数及び転出数ともに増加傾向にあった中で、転入が転出数を上回る社会増の状況でありましたが、近年の傾向としては、反対に社会減の状態となっています。年齢階級別では、10歳代後半から20歳代において、特に転出超過傾向にあり、転出の理由は就職、転勤、就学、結婚などが挙げられています。男女別にみると、男性は10歳代後半、女性は20歳代前半で、大きく転出超過となる傾向があります。



資料：国勢調査

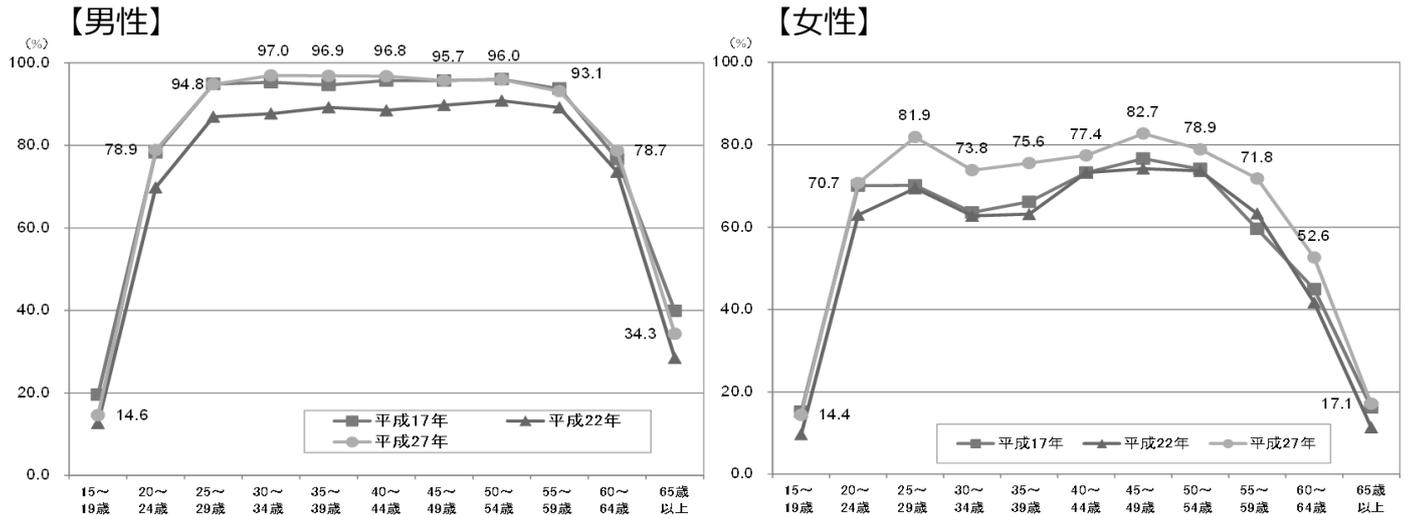


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

(2) 女性の職業生活の状況

■男女別就業率

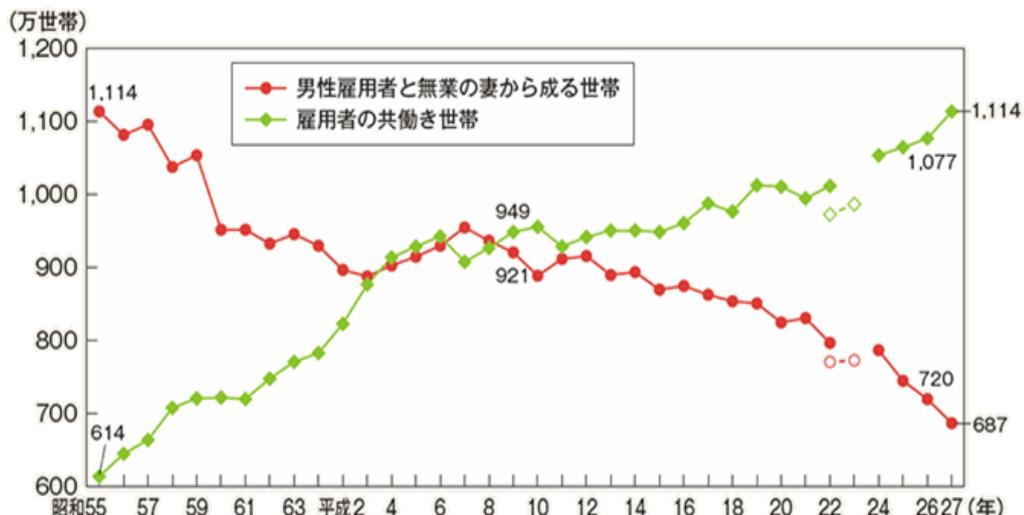
女性の年齢階層別の就業率は、30歳代で低下し40歳代以降に再び上昇する「M字カーブ」となっています。出産・育児により就労を中断し、その後再就職する女性が多いことを示しています。30代女性の就業率が上昇し、M字の底が上がることで曲線は緩やかになってきます。



資料：国勢調査

■共働き世帯の推移（国）

国全体の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯が働く夫と専業主婦世帯を上回っています。

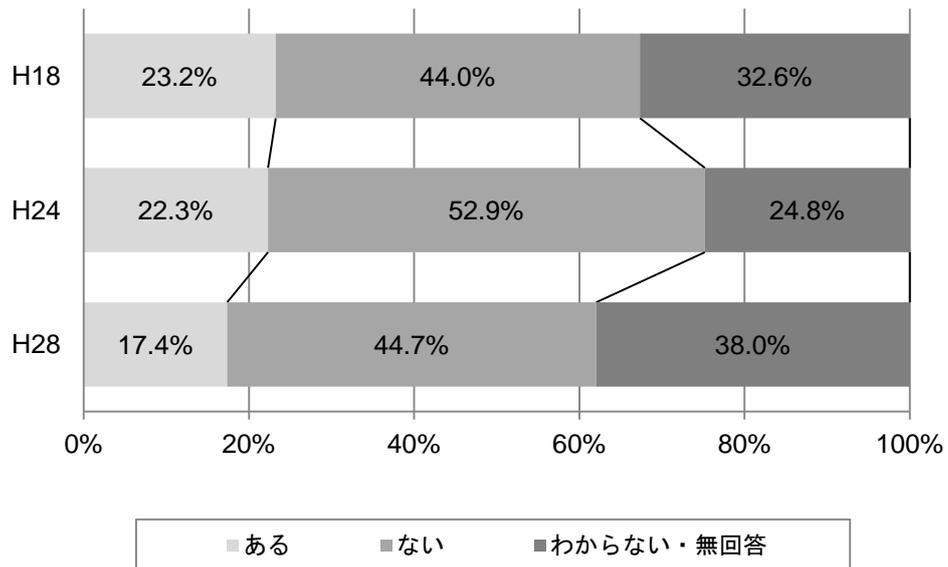


- (備考) 1 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
- 2 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
- 3 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
- 4 平成22年及び23年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料：男女共同参画白書(平成28年版)

■職場環境について

女性が結婚や出産を理由に退職する慣例は減りつつありますが、平成 28 年市民意識調査で「ある」と答えた方は 17.4%となっています。



資料：市民意識調査

(3) 平成 28 年市民意識調査の結果

調査対象：笠間市内に住む 18 歳以上の男女

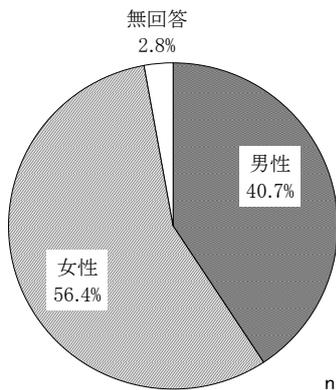
対象者数：1,200 人

調査方法：郵送による配布、回収

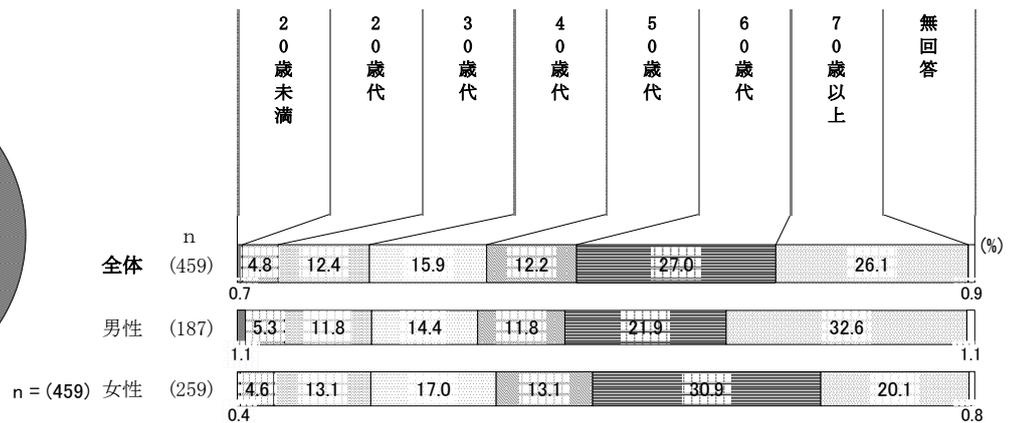
調査期間：平成 28 年 11 月 10 日～11 月 30 日

回収数：459 人（回収率 38.3%）

■性別

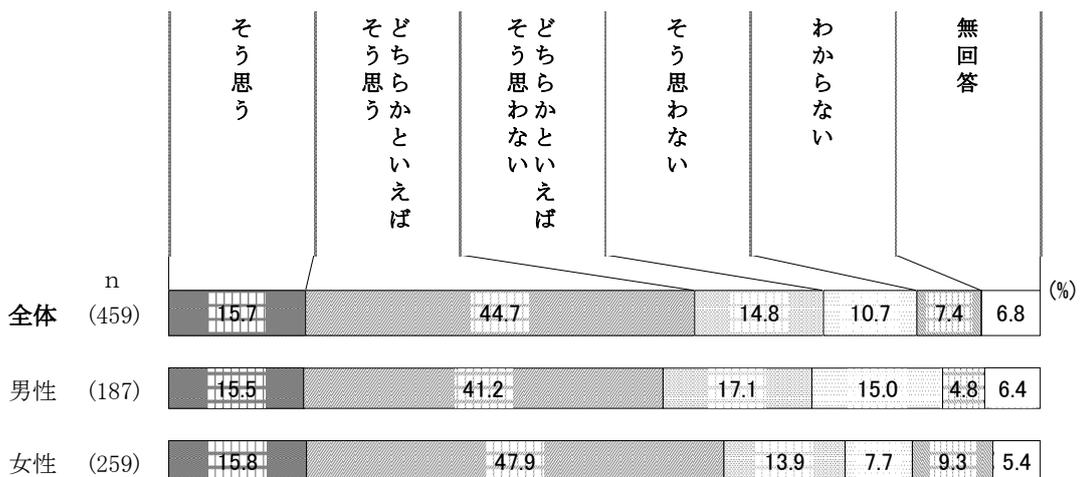


■年齢



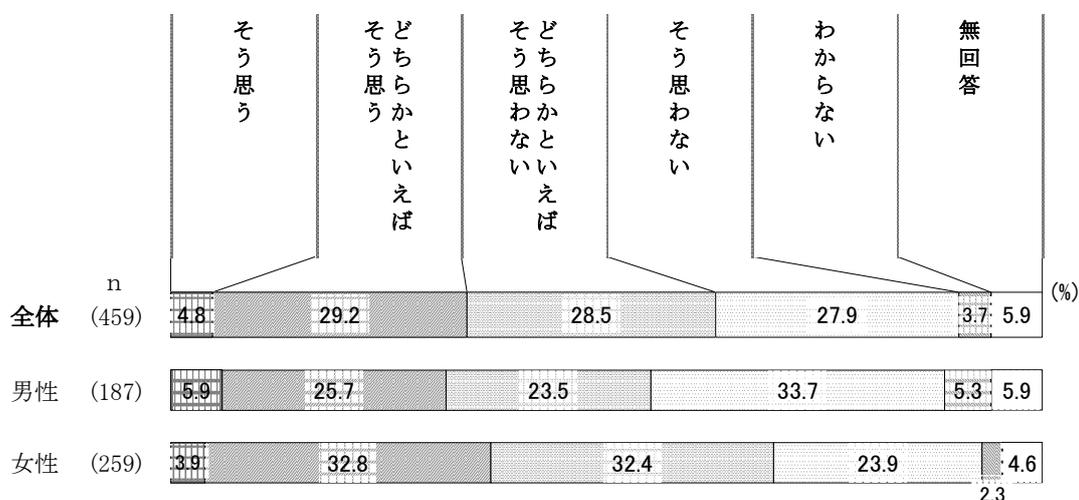
■男女の生き方や価値観などに関する考え

① 社会の意識やそれにもとづいた制度や慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていない



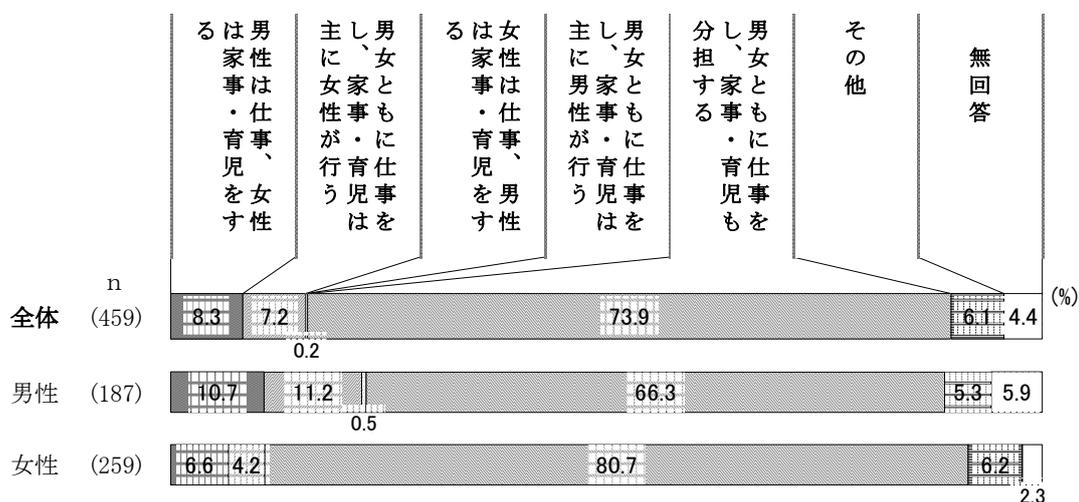
「そう思う」割合は男女に差があり、多様な生き方を選択できていないと思う女性が多くなっています。特に、女性は出産・育児によりキャリアが中断することが多いことから、女性の多様な生き方を支援する取組みを進めることが重要です。

②女性は結婚したら自分自身よりも夫や子どもなど家族を中心に考えて生活すべきである



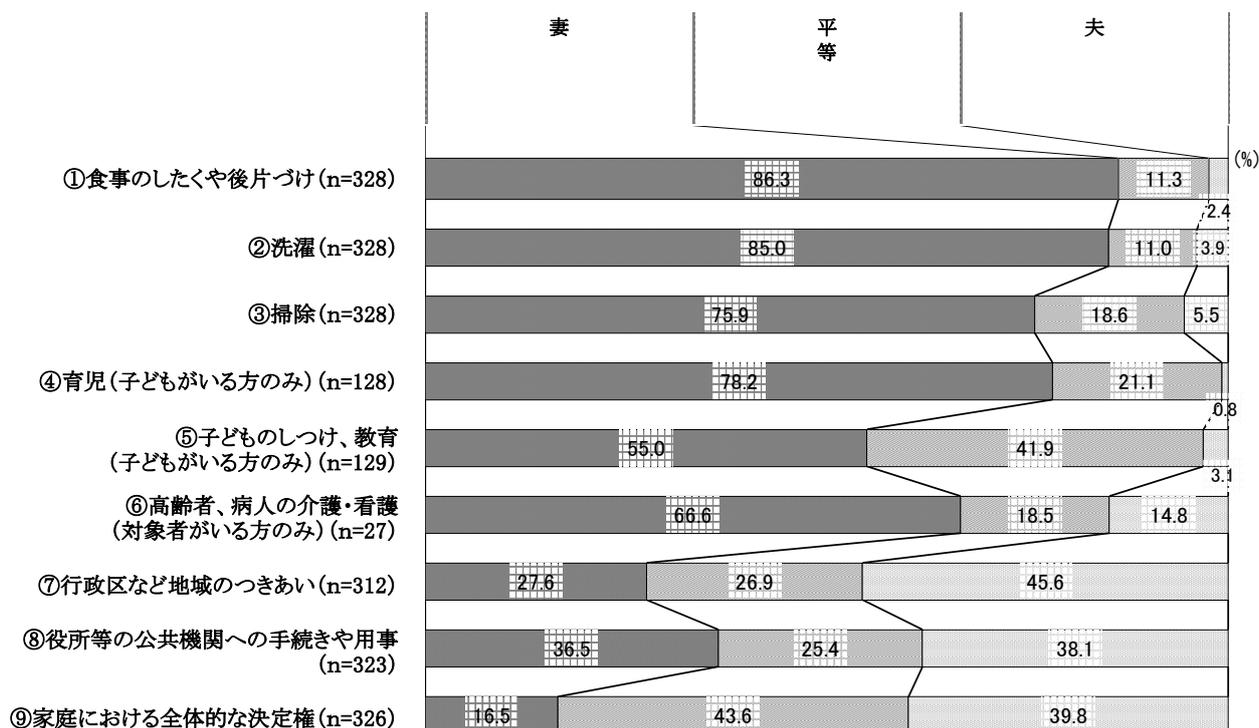
男女ともに「そう思わない」割合が6割近くを占めており、女性は家族を中心に考えて生活すべきという社会や個人の意識が変わってきていることがうかがえます。

■男女の役割分担のあり方についての考え



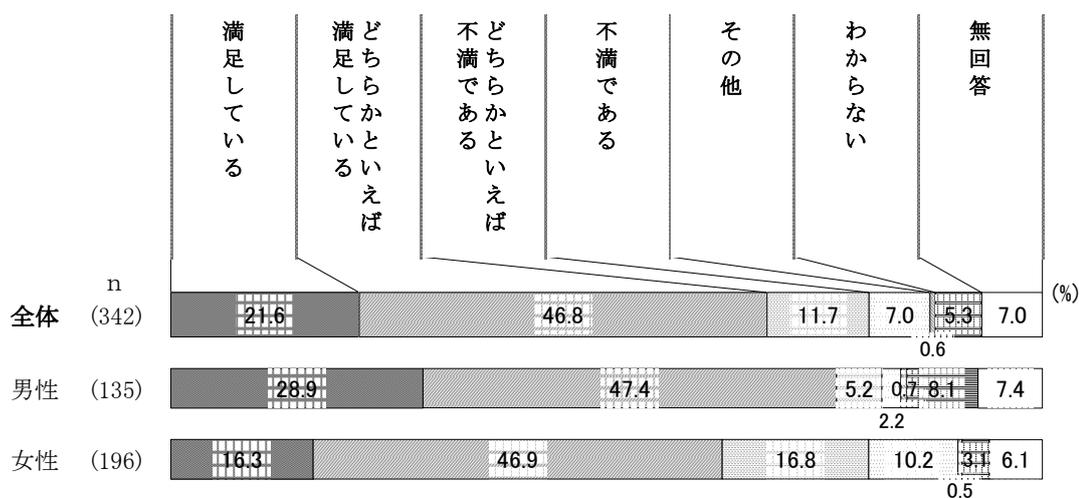
多くの人々が「男女ともに仕事をし、家事・育児も分担する」が理想のあり方だと考えています。市民が潜在的に「男女で」という意識を持っているわけであり、対策を講じていくことにより、理想像に近づけていく余地は十分にあると考えられます。

■夫婦での役割分担について



夫婦での役割分担は、食事のしたくや後片付け、洗濯、掃除が特に平等感が低く、妻の負担感が強いことがはっきりとうかがわれます。これが市民の暮らしの現状であり、男女共同参画のためには、必要と考えられる対策を講じていくべきといえます。

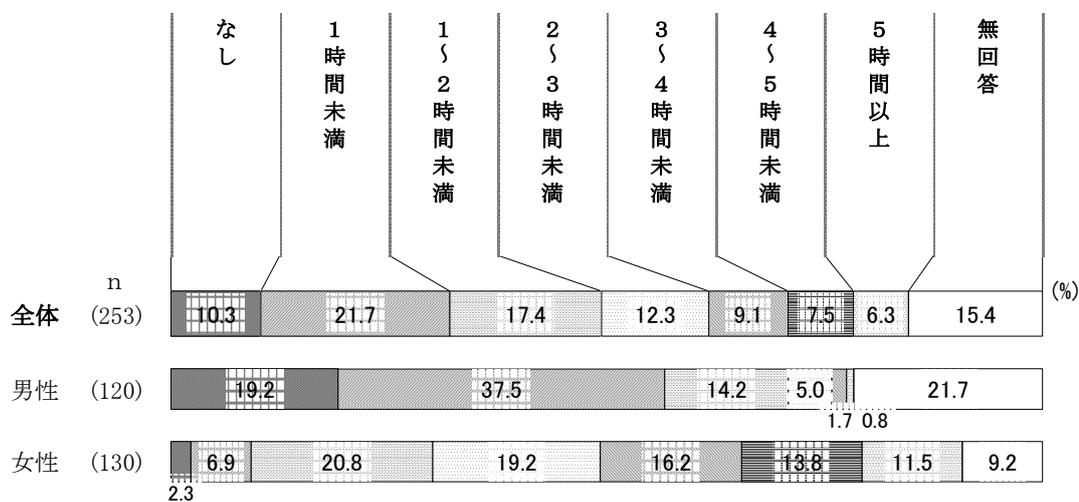
■家庭内の夫婦の役割分担についての満足度



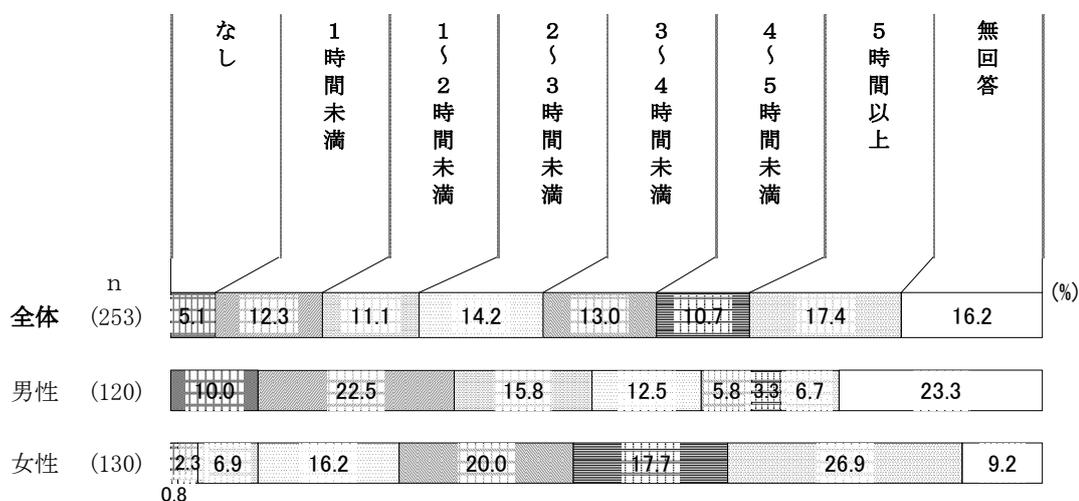
家庭内の役割分担の満足度は男女で差が出ており、女性の方が不満を感じている傾向が強く、役割に基づく慣行を見直すことが求められます。

■ 1日のうち、家事に要する平均時間

①仕事のある日

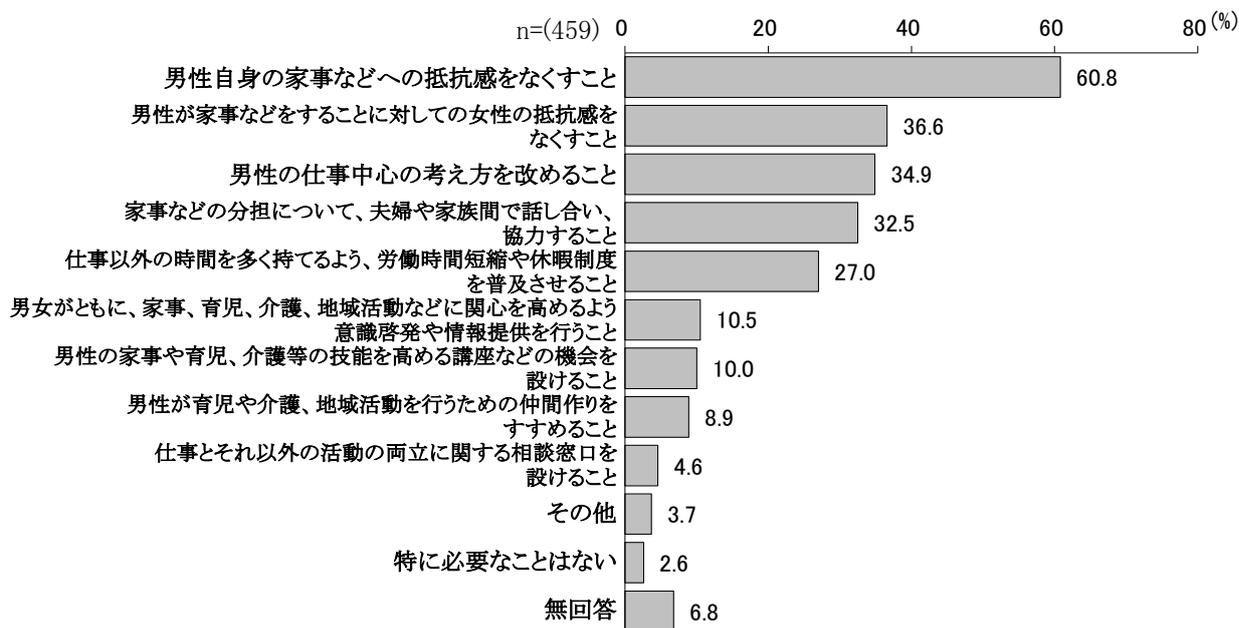


②仕事が休みの日



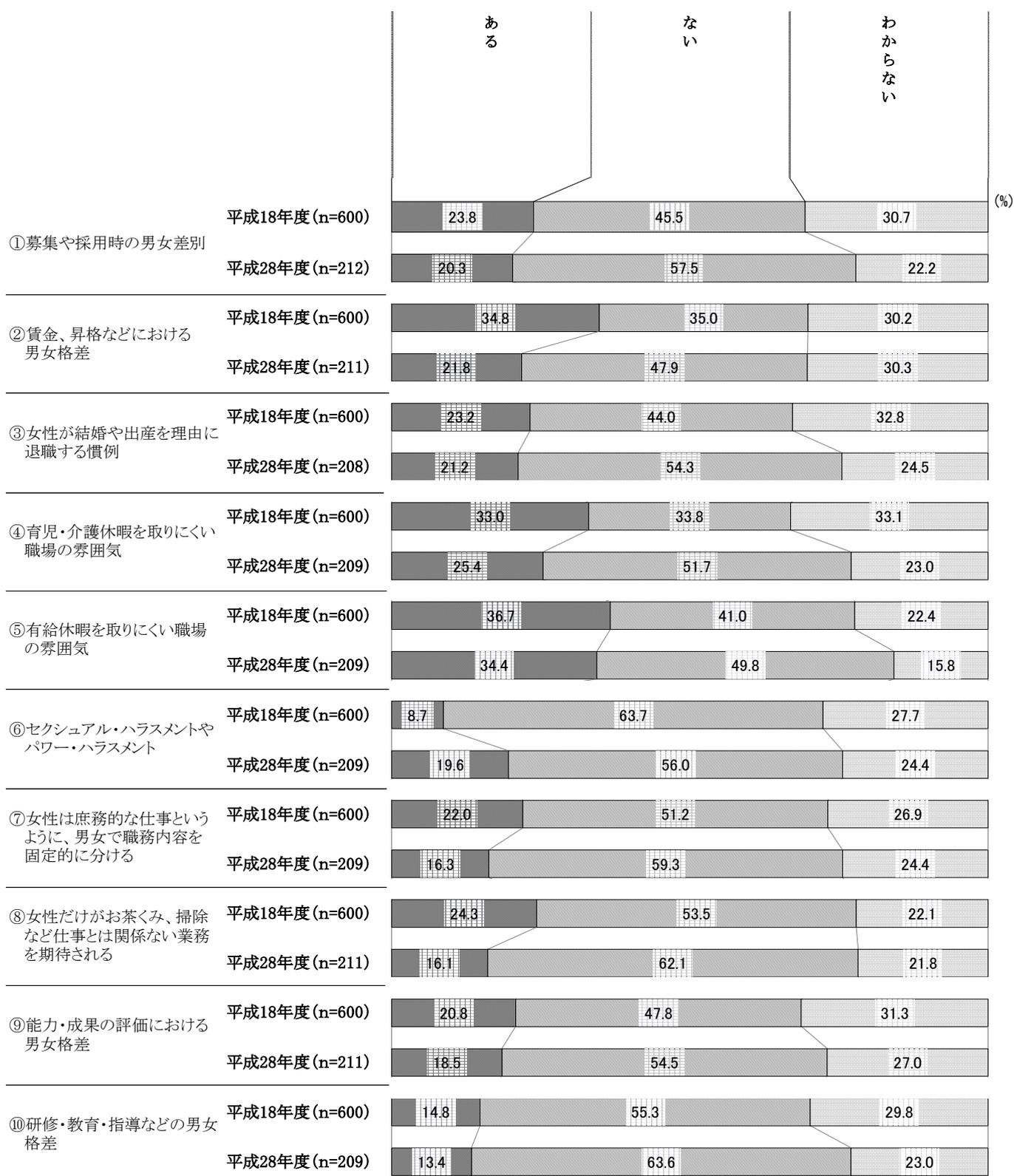
仕事の有無にかかわらず、家事に要する平均時間女性の方が多くなっており、家庭内の夫婦の役割分担が不平等であることが表面化しています。男性が家事などの時間を十分に確保できるよう、働き方改革を進める必要があります。

■今後、男性と女性がともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



「男性自身の家事などへの抵抗感をなくすこと」が特に多くなっており、男性自身の抵抗感の緩和が重要なポイントとなっています。そのため、男性が家事、子育て、介護、地域活動への関心を高めるよう啓発や情報提供を行うことが求められます。

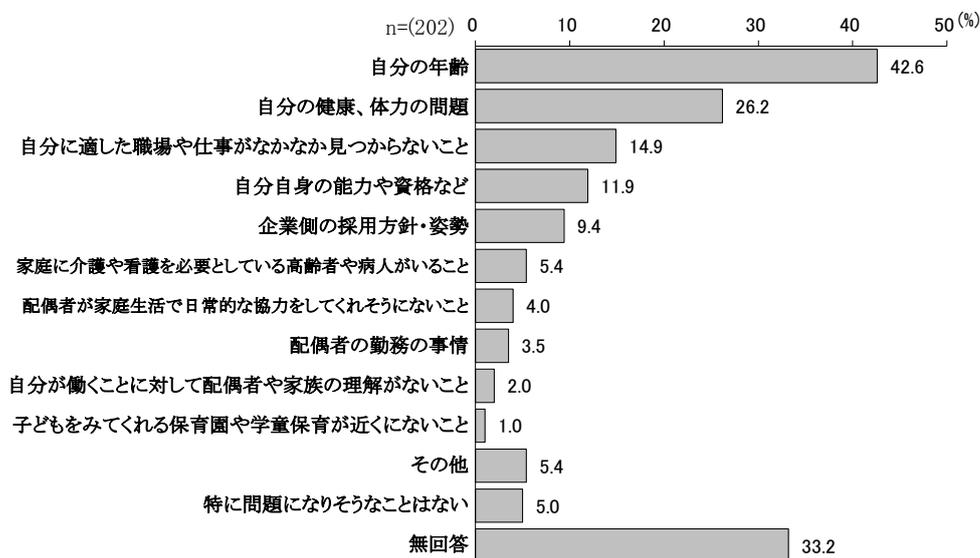
■職場環境について



現在の職場では、「有給休暇を取りにくい職場の雰囲気」、「育児・介護休暇を取りにくい職場の雰囲気」があると特に多くあげられており、有給休暇や育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを促進する必要があると考えられます。

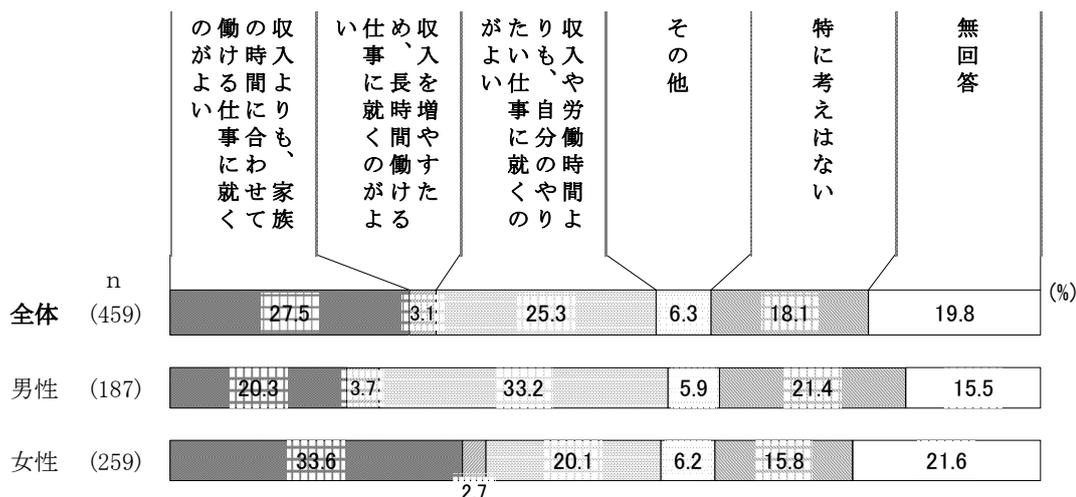
また、10年前の調査結果と比較すると、全体的に職場内での男女格差は減っている一方で、セクハラやパワハラといったいじめ・嫌がらせ行為が増加しており、積極的に改善に努めるべきであることが分かります。

■今後、就職を考える上で問題になりそうなこと



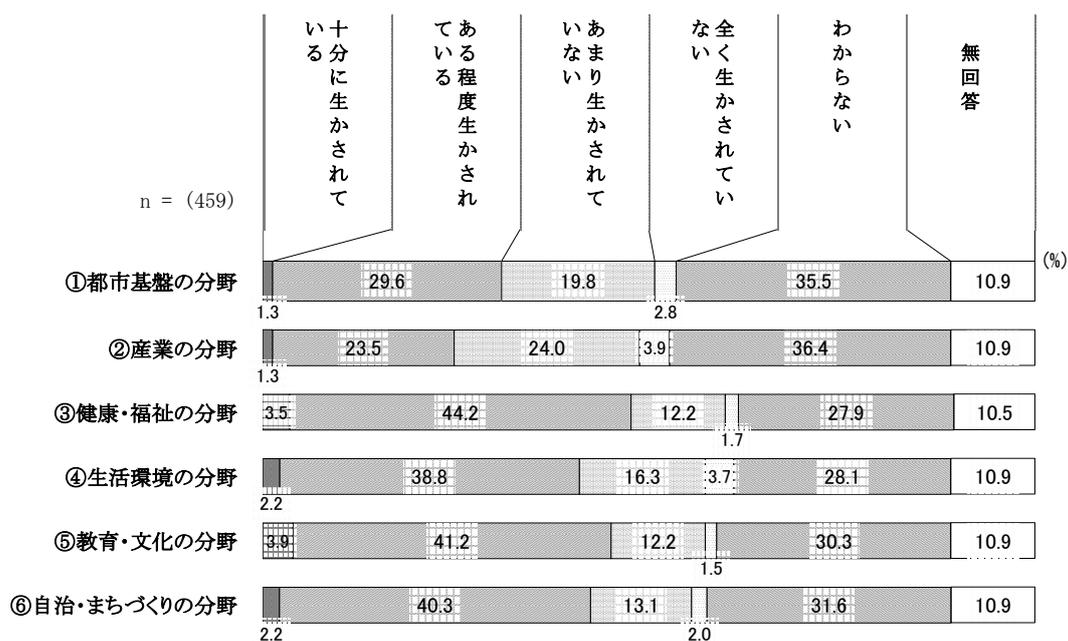
今後就職を考える上での問題は、自分の年齢が約半数で特に多く、再就職支援など事業所での制度の充実が求められています。

■収入と労働時間との関係についての考え



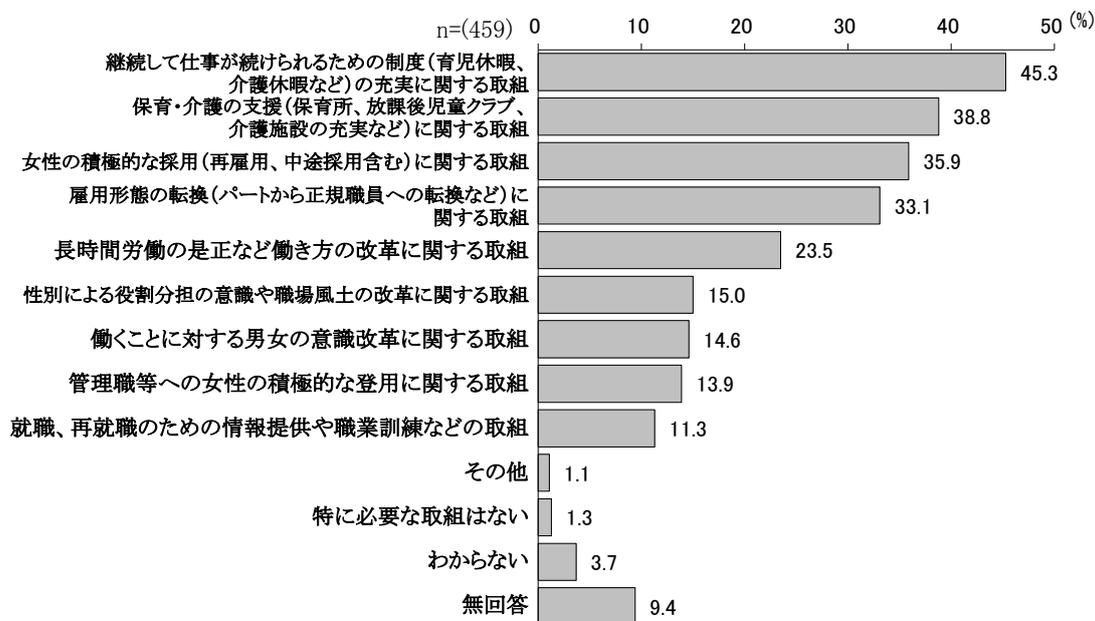
収入や労働時間よりも、男性は「自分のやりたい仕事」、女性は「家族の時間に合わせて働ける仕事」に就くのがよいという考えが高く出ており、男女で働くことに対して異なる意識を持っている状況です。

■ 笠間市の市政分野において、男女共同参画の視点が十分に反映されていると思うか



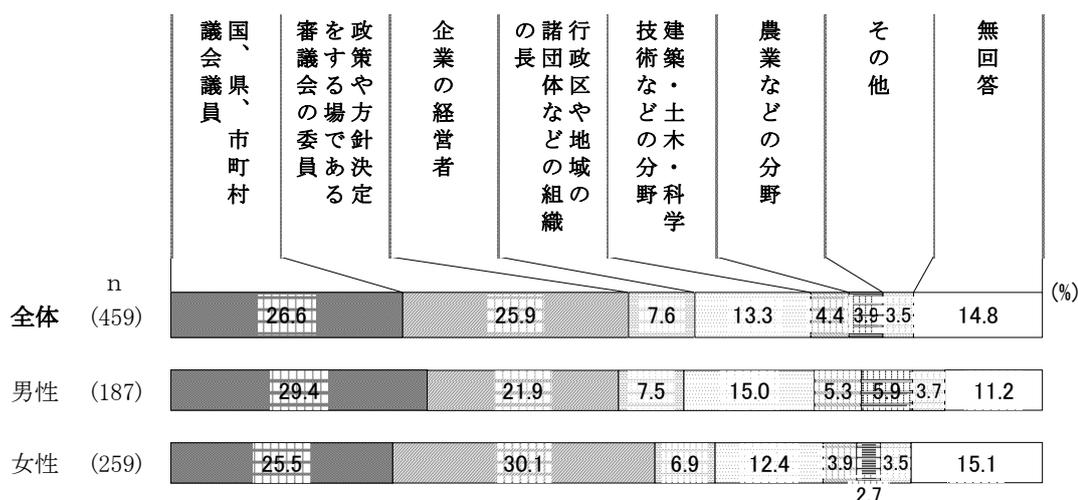
健康・福祉、教育・文化の分野では半数近くが「生かされている」と回答している一方、各分野で「生かされていない」、「わからない」の割合も高く、今後も一層の周知を図るとともに、男女共同参画の視点を取り入れた市政運営を進める必要があります。

■ 社会における女性活躍を推進するために必要な取組



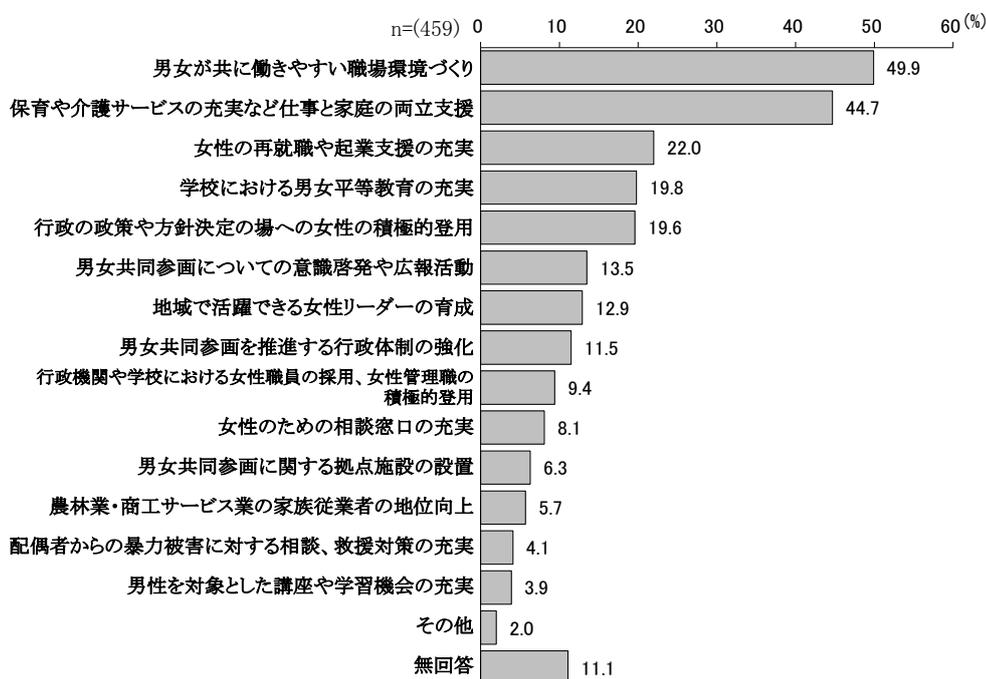
「育児休暇、介護休暇などの充実」「保育所、介護施設などの充実」「女性の積極的な採用」などは、子育てや介護のための現実的な課題と考えられます。こうした直接的な対応が必要との声が大い一方で、間接的と考えられる「意識改革」や「環境づくり」の比率は相対的に低い傾向にあります。

■今後、女性の進出や登用が必要になると思う分野



今後特に女性の参画が進むべき分野としては、国・県・市町村議会の議員、政策や方針決定をする場である審議会の委員、行政区や地域の諸団体などの組織の長と続いており、女性の決定権の場への参画が期待されています。

■男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れたらよいと思うもの



「男女が共に働きやすい職場環境づくり」「保育や介護サービス」「仕事と家庭の両立支援」の充実が特に多いという結果は、女性活躍推進のために必要な対策と一致する結果といえます。これらは男女ともにその傾向が強く、男女共同参画促進のための大きなポイントとなっていることが推察されます。

(4) 今後の課題

少子高齢化が進むなかで、労働力人口の減少などの社会問題に対応するためにも、男女それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。

男女共同参画を進めるにあたり、社会情勢の変化や市民意識調査の結果から次のとおり解決すべき課題が見えてきました。これらの課題の解決に向けた施策が必要となっています。

- 課題① 男女共同参画に関する理解の促進
- 課題② 生涯を通して健康で暮らせる環境の整備
- 課題③ 女性活躍と働き方改革

3 計画の基本理念

本計画は、「笠間市男女共同参画推進条例」に基づき以下の5つを基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

1 男女の人権の尊重と平等の確保

男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの性を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保する必要があります。

2 性別にかかわらず多様な生き方を選択できる社会づくり

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

3 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援

家族を構成する男女が家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できるようにする必要があります。

5 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、国際的な視点を持って男女共同参画の施策を推進する必要があります。

4 笠間市が目指す将来の姿

基本理念に基づいた男女共同参画社会が推進された笠間市の将来の姿として、家庭、職場、地域社会において、以下のような姿を目指していきます。

みんなで築く充実した家庭

- 一人ひとりが、お互いを尊重し合い、「家族の絆」を大切にしています。
- 性別による固定的役割分担意識が解消しています。
- 仕事と生活のバランスをとり、家族が協力して子育てや介護などを行っています。

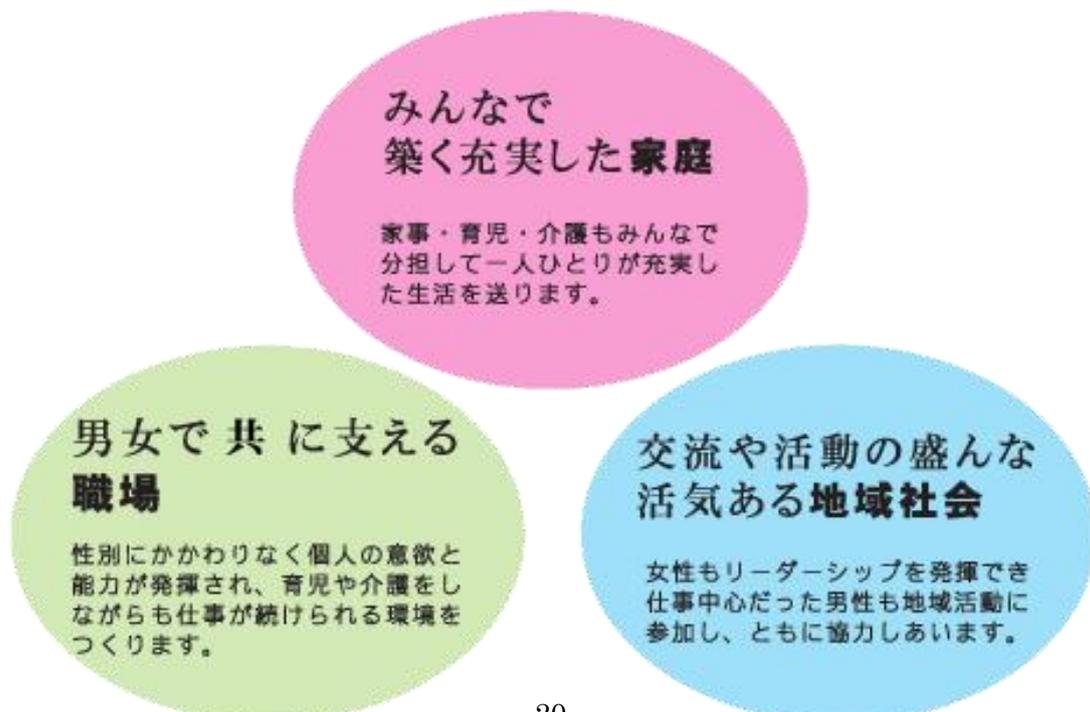
男女で共に支える職場

- 性による不当な差別がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮されています。
- 女性が政策・方針決定過程に参画する機会が保障され、多様な人材が活躍しています。
- 仕事と生活のバランスに配慮した職場環境が確保されています。

交流や活動の盛んな活気ある地域社会

- 男女が主体的に地域活動に参加し、ともに協力し合っています。
- 多様な人たちの交流が盛んに行われ、お互いの個性を認め合い、尊重し合っています。
- 芸術・文化活動が盛んに行われ、男女がともに、創造性豊かな地域社会をつくっていきます。

★笠間市が目指す男女共同参画社会とは…



5 計画の位置づけ

○男女共同参画社会基本法に定める市町村計画

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村計画であり、笠間市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

○笠間市総合計画の個別計画

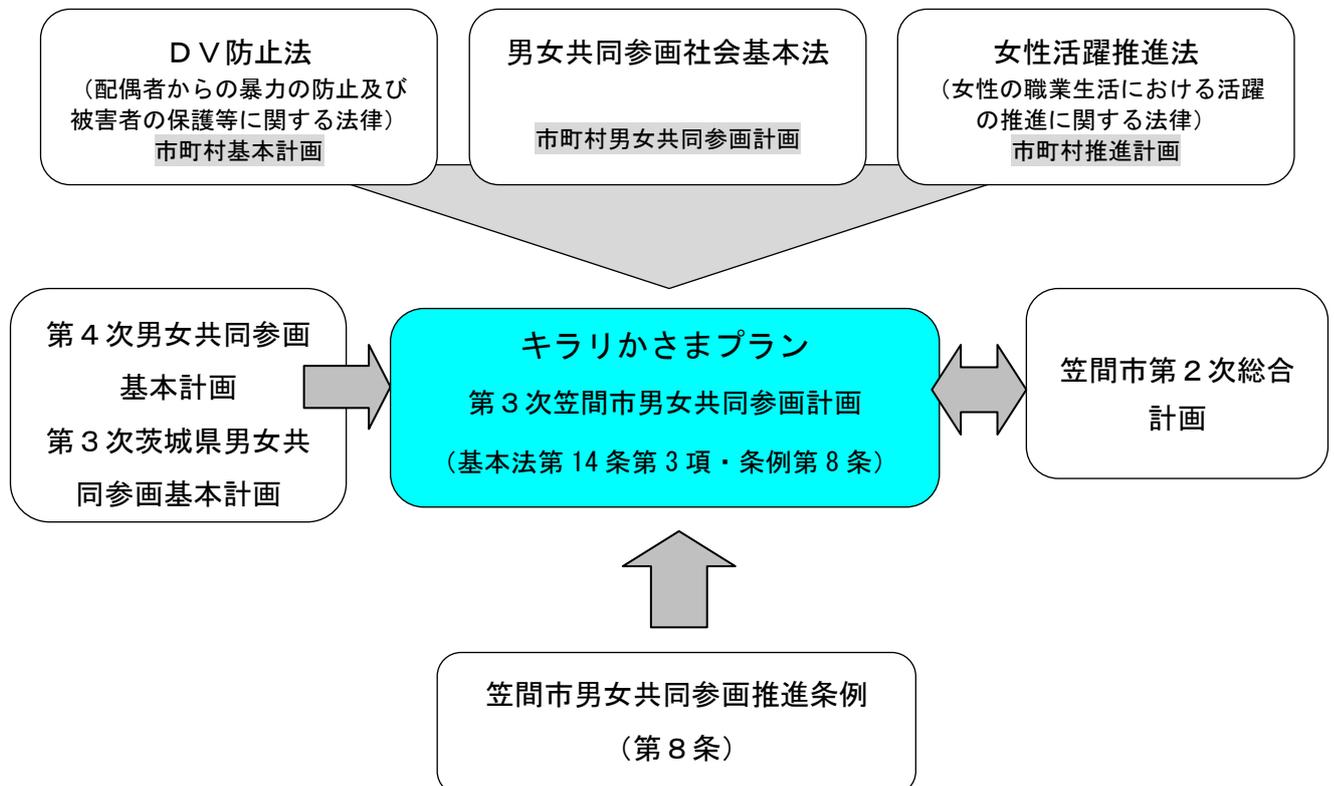
この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 3 次茨城県男女共同参画基本計画」の方針を踏まえ、笠間市第 2 次総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に促進していくための計画です。

○DV防止対策市町村基本計画

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法) 第 2 条の 3 第 3 項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村基本計画としても位置付けます。

○女性活躍推進のための市町村推進計画

この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) 第 6 条第 2 項に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けます(該当部分は、「基本目標 3 すべての女性が輝く社会づくり」)。



6 計画期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 5 カ年を計画期間とします。

H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)	H33 年度 (2021)	H34 年度 (2022)	H35 年度 (2023)	H36 年度 (2024)	H37 年度 (2025)
第 4 次男女共同参画基本計画（長期的な施策の方向）									
（具体的施策）									
茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）									
笠間市第 2 次総合計画									
キラリかさまプラン 第 3 次笠間市男女共同参画計画									

第2章 計画の内容

1 基本目標

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第2次計画の進捗状況の検証などを踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指していくため、第3次計画では以下の3つの基本目標を設定します。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画の視点に立った法律や制度が少しずつ整備されてきましたが、家庭や地域、職場などの生活の場においては、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的な役割分担意識が今もなお残っています。

一人ひとりが性別にかかわらず、自らの意思と責任により、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めます。

2 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会形成の基盤となるものです。だれもが安心して暮らせる地域づくりのために、男女共同参画の視点に立ち、さまざまな支援の充実を図ります。

3 すべての女性が輝く社会づくり

女性が出産・育児・介護等により就業を中断することなく継続して働き続けられるようにするとともに、女性人材の育成や登用を進め、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大することにより、一方の性別に偏らない多様な考え方が取り入れられる社会の実現に向けて取り組んでいきます。

2 重点的に推進する視点

基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、国や県の考え方などを踏まえて次の4つの視点を掲げ取り組んでいきます。

1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、男性にとっての男女共同参画の推進や子どもにとっての男女共同参画の理解促進を図ります。

2 女性の活躍と社会への参画促進

多様な生き方、働き方を実現できるよう、労働時間の削減等による働き方の見直しやポジティブ・アクション（積極的に格差を是正する措置）により男女間格差を是正するなど、女性の就業継続や再就職・起業などのための環境整備を促進します。

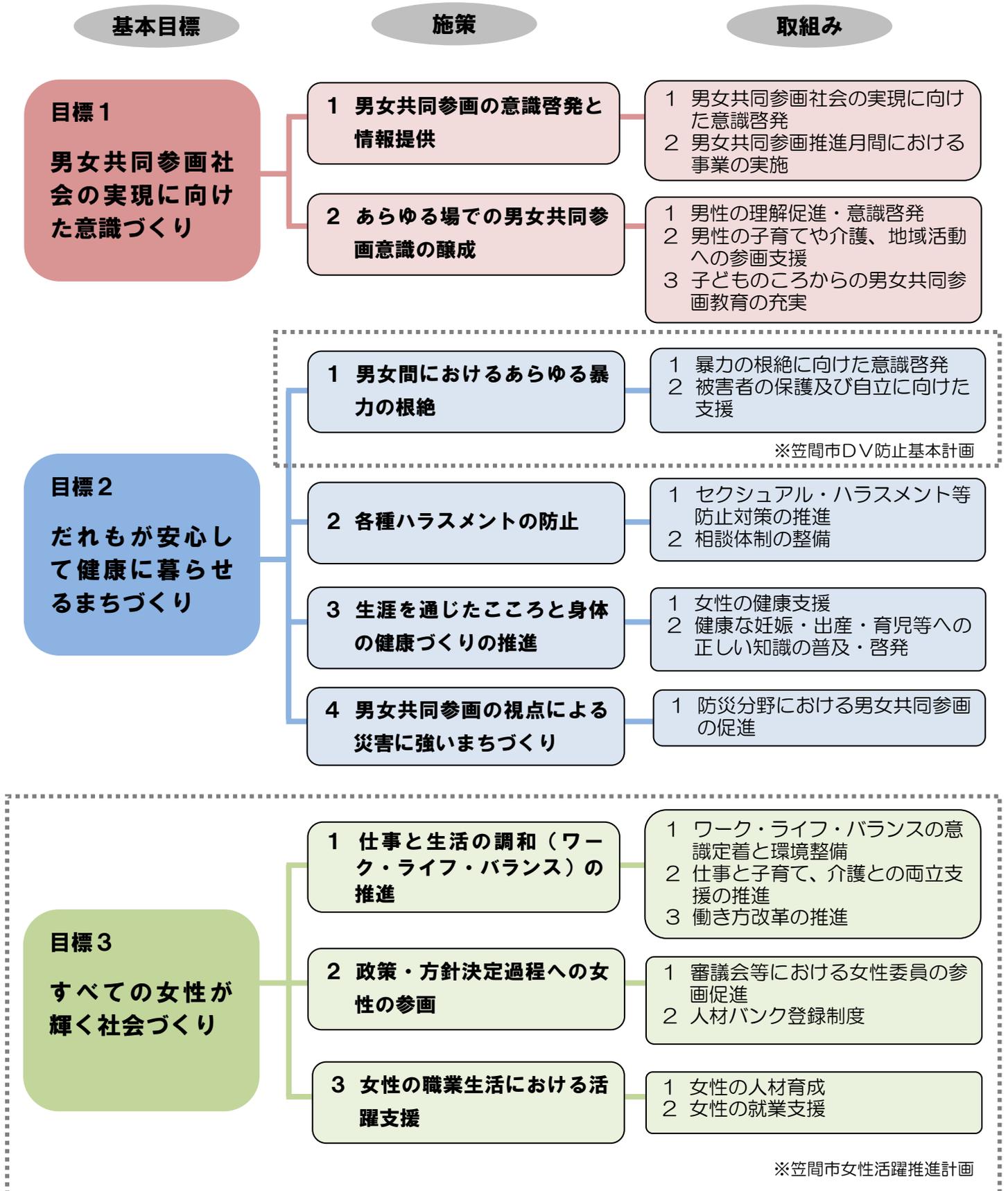
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性だけではなく、男性にとってもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進していきます。

4 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪ともなり得る重大な人権侵害です。DVを根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者救済のために、各関連機関と連携し、支援体制の充実を図っていきます。

3 計画の体系



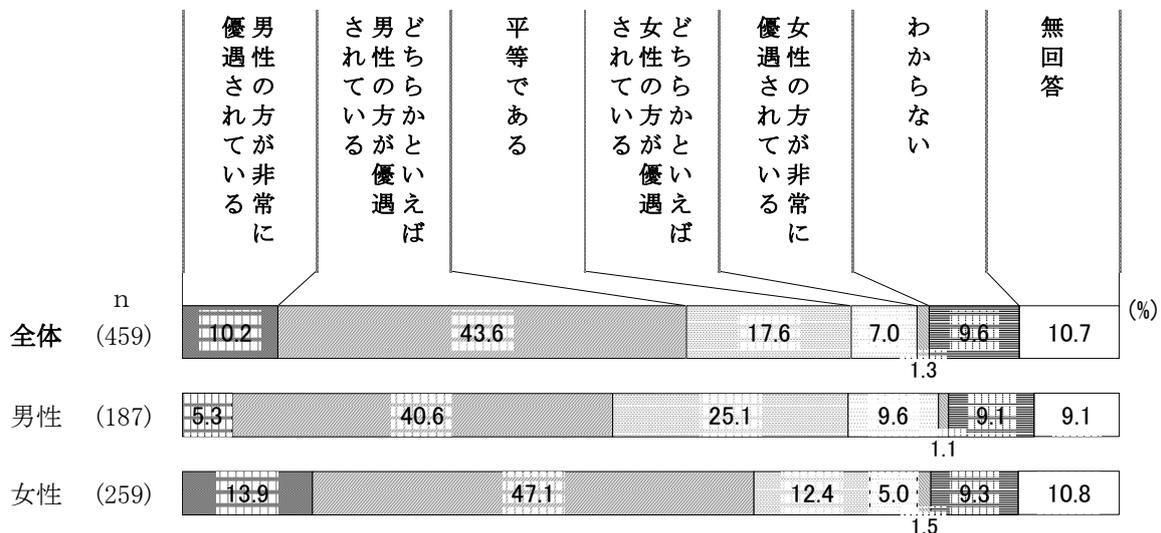
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

長い歴史の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っており、性差に関する偏見も残っています。長年の積み重ねの中で作られてきたこれらの意識を変えていくためには、継続的な働きかけが必要です。

女性も男性も性別にかかわらず自らの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる社会が、私たちの目指す男女共同参画社会です。

笠間市では、男女共同参画社会の実現に向けて、積極的な情報提供や意識啓発を行い、市民の理解を深めていきます。

家庭生活における男女の地位が平等と思う人の割合



資料：市民意識調査（平成 28 年）

男性が優遇されていると回答した割合は女性で61.0%、男性で45.9%と男性より15.1ポイント高くなっています。「平等である」と回答した割合は、男性が25.1%、女性が12.1%と女性より13ポイント高く、男女で感じ方の違いが見られます。

また、平成28年市民意識調査の結果では、男女の地位平等の達成状況は、とくに家庭生活の分野が平等感低く男性優位との意見が多くなっています。

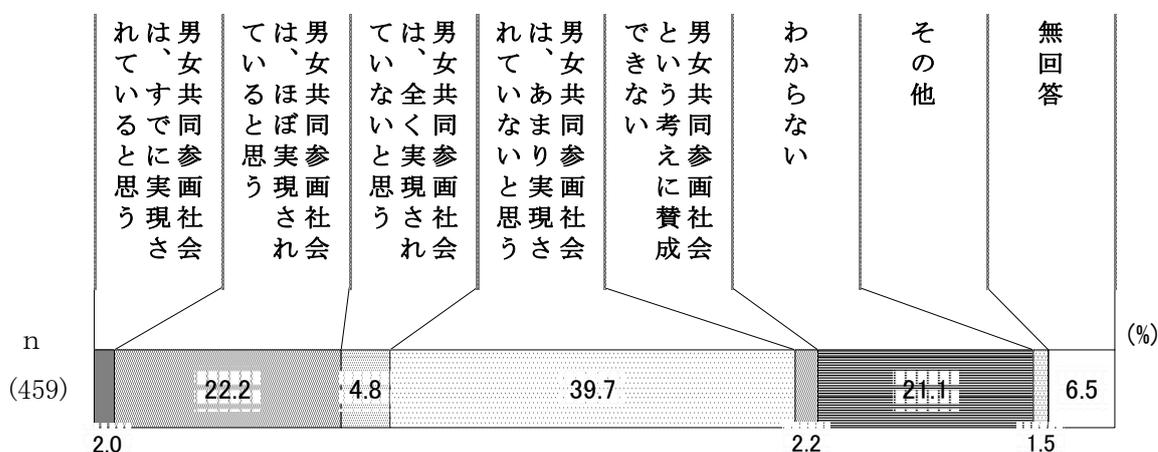
施策1 男女共同参画の意識啓発と情報提供

【現状と課題】

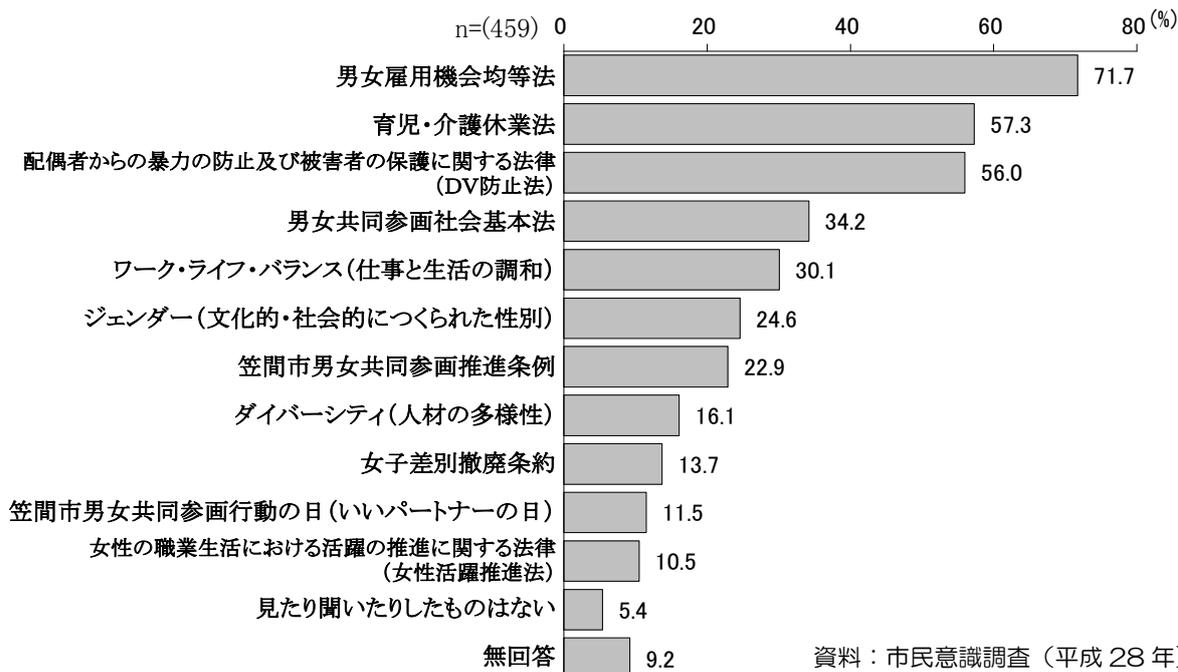
笠間市では、これまで男女共同参画の意識啓発のため様々な啓発活動を推進してきました。しかし、平成28年の市民意識調査では、男女共同参画社会が実現されていないと回答した人は全体の44.5%であり、実現されていると回答した人は24.2%となっています。

また、男女共同参画に関する用語の認知度については、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、DV防止法など全国的な法制度については高くなっており、ワーク・ライフ・バランス、ジェンダー、ダイバーシティと近年取り扱われることが増えた用語や市の取組みについては低くなっています。積極的な取組みの継続と、情報発信が必要です。

男女共同参画社会の実現についての考え



見たり聞いたりしたことがある言葉や取組み



取組み1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画社会の周知・啓発	男女共同参画についての正しい理解を深め意識を改革するため、男女共同参画週間、男女共同参画推進月間について周知、啓発を図ります。	秘書課
2	男女共同参画講座の開催	男女共同参画の理解を深めるため、関係団体との協働により講座を開催します。	秘書課
3	男女共同参画情報紙発行	男女共同参画情報紙を発行し、意識啓発や情報提供を行います。	秘書課
4	男女共同参画に取り組む団体の活動支援	研修会やフォーラム・イベント等の活動支援や連携した取り組みを推進します。	秘書課

取組み2 男女共同参画推進月間における事業の実施

事業No.	事業名	事業内容	担当課
5	いいパートナーの日の周知・啓発	男女のよりよいパートナーシップを築くための行動の日として笠間市が定めた「いいパートナーの日（11月11日）」の趣旨に基づく事業の実施や、周知・啓発を図ります。	秘書課
6	推進フォーラムやイベントの開催	男女共同参画推進月間にあわせて、市民対象のフォーラムやイベントを開催し、男女共同参画に関する市民の理解を深めます。	秘書課

【指標項目】

項目	現状（H28） （2016）	目標（H33） （2022）
男女共同参画社会について実現されていると思う人の割合	24.2%	30%
男女共同参画講座の受講者数	449人/年	500人/年
いいパートナーの日認知度	11.5%	15%



男女共同参画



男女共同参画シンボルマーク

◎平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、内閣府男女共同参画局が作成したシンボルマークです。

◎平成19年の公募により決定した笠間市の男女共同参画シンボルマークです。男女がしっかりと手を組んで、お互い支えあっている様子を表現しています。華やかで笠間らしさが伝わる菊の花を2人で咲かせ、社会が丸く平和であってほしいという願いをこめています。

施策2 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

【現状と課題】

男女共同参画を女性の問題としてしか捉えられていないことも多く、また、働きながら子どもを産み育てること、親等を介護することに対する、職場の男性の理解も十分とはいえません。

家事や育児・介護に積極的に参画する男性が増え、男女共同参画の考え方が徐々に浸透しつつあるものの、中高年世代の理解が進んでいないなど世代によって意識に差があります。

男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、幅広い世代への啓発を推進していくことが必要です。

取組み1 男性の理解促進・意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
7	男性を対象にした講座の開催	父親の家事育児参画のきっかけづくりとなる講座を開催します。	秘書課
8	家庭教育学級における父親学級の開催	母親だけでなく父親が参加しやすい家庭教育学級を開催します。	生涯学習課

取組み2 男性の子育てや介護、地域活動への参画支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
9	児童館事業の実施（父親を対象にした講座の開催）	仕事優先の考え方を見直し、男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を進めるため父親を対象にした講座を開催します。	子ども福祉課
10	両親学級の開催	妊娠、出産、育児について夫婦で学び、親としての意識の高揚を図ります。	保健センター
11	父親の育児応援	父子健康手帳の交付など、父親の積極的な育児参加を応援します。	保健センター

男女共同参画行動の日「いいパートナーの日」

◎笠間市は、家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画への理解と関心を深め、男女のよりよいパートナーシップを築くための行動の日として、毎年11月11日を「いいパートナーの日」として定めています。

取組み3 子どものころからの男女共同参画教育の充実

事業No.	事業名	事業内容	担当課
12	男女共同参画作品の募集	男女共同参画について考えるきっかけをつくるため男女共同参画に関する作品を募集します。入賞作品については広報紙や公共施設に掲載するなど、男女共同参画の啓発に活用します。	秘書課
13	国際理解教育の推進	国際社会において広い視野を持ち、異文化を理解し、相手の立場を尊重できるように、小・中学校へ外国語指導助手（ALT）を派遣し、国際コミュニケーション力の育成を図ります。	学務課
14	男女共同参画の視点に立った教育・保育の実施	保育・教育分野のあらゆる分野において男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	学務課 保育所・こども園
15	性感染症予防教育の推進	性または性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。	学務課

【指標項目】

項目	現状（H28） （2016）	目標（H33） （2022）
講座やフォーラム等の参加者に占める男性の割合	12.4%	25%
男女共同参画推進作品応募数	1648点/年	1700点/年
学校教育の場において男女の地位が平等であると思う人の割合	48.4%	55%
社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていないと考える人の割合	60.4%	55%以下

基本目標2 だれもが安心して健康に暮らせるまちづくり

すべての市民が安心して健康に暮らすことができるよう、必要な支援を充実させることが求められています。

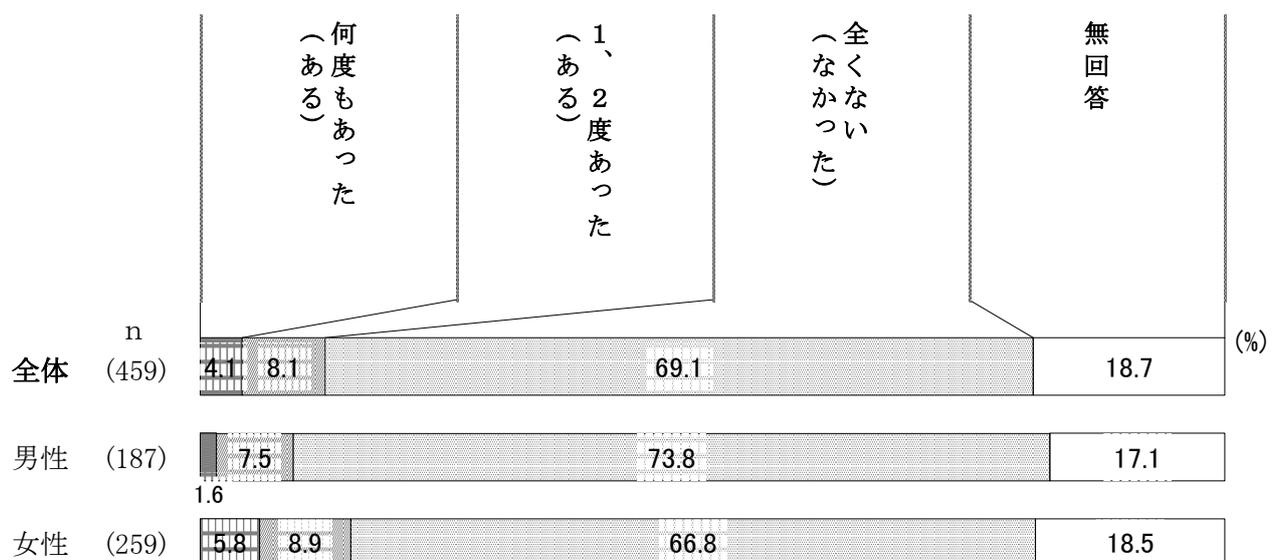
ストーカーや虐待等の行為は、男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高め、暴力の予防と根絶を図るとともに、適切に対応し支援につなげていくことが必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントが大きな問題となっています。だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画を阻むあらゆる暴力を未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成していくことが必要です。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けては、生涯にわたって心身ともに健康であること、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合うこともまた基本的な条件といえます。そのため、一人ひとりのライフステージや状況に応じた健康づくりを支援していくことが重要です。

また、だれもが安心して地域で暮らしていくためには、災害に強いまちづくりの重要性がこれまで以上に高まっています。特に、2011（平成23）年に発生した東日本大震災においては、備蓄物資や救援物資の内容、避難所運営等において、女性や子ども、要支援者等のニーズに対する準備不足から生じる多くの課題が明らかになりました。このような課題を解決していくためには、災害対策の検討や避難所運営等において、平常時から男女共同参画の視点を取り入れていくことが不可欠です。

過去5年間にける配偶者・パートナー・恋人からの暴力（精神的・心理的な暴力）



資料：市民意識調査（平成28年）

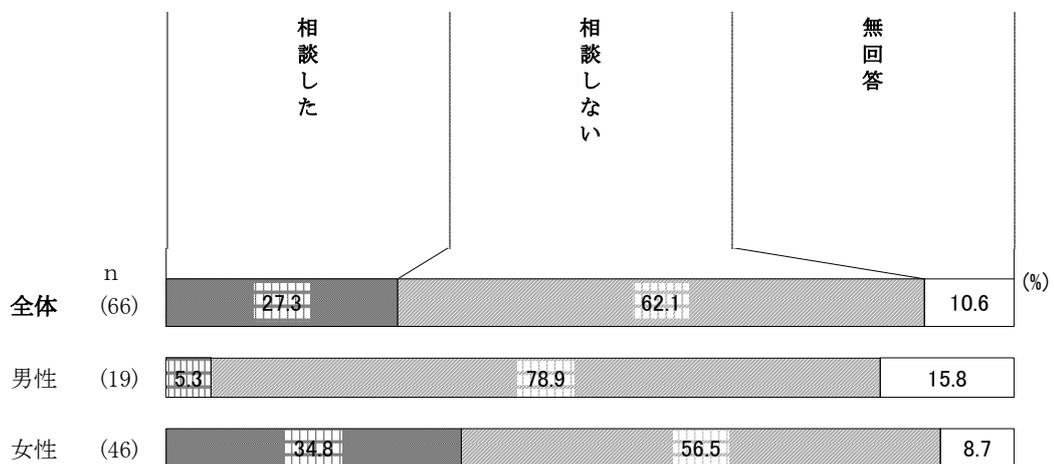
施策1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

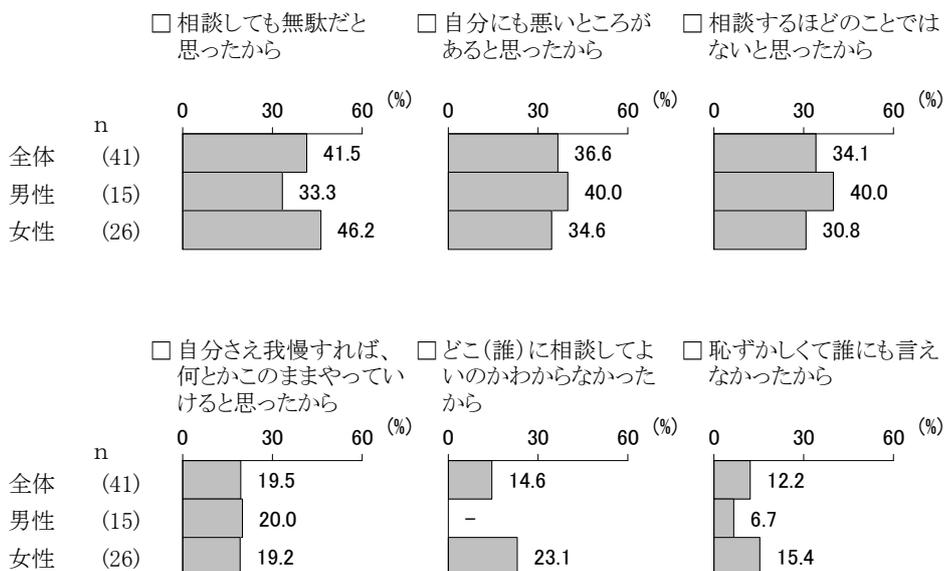
平成28年市民意識調査の結果によると、配偶者等からの暴力を受けた経験のある人（DV被害者）は多くはありませんが、内閣府の調査では4人に1人が被害を受けた経験があるとされています。

また、DV被害者のうちそのことを誰かに相談した人は約3割です。被害にあっても相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分にも悪いところがあると思ったから」など、被害者が問題を抱え込むことで解決しようという姿勢がみられます。相談・支援体制の充実とあわせて、暴力としての認識を持つことや、解決へ向けて周囲の協力を仰ぐことの必要性など意識啓発もさらに必要であると考えられます。

配偶者・パートナー・恋人からの暴力等について誰かに相談したことの有無



相談しなかった理由（上位6項目）



資料：市民意識調査（平成28年）

取組み1 暴力の根絶に向けた意識啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
16	DV防止法の周知・啓発	市民や相談業務等に携わる関係者等に対し、DVの防止や対策に向けた啓発を充実させます。	秘書課
17	人権教育講演会の開催	市民の人権意識の高揚と人権問題や男女の人権尊重などへ理解と認識を深めるための講演会を実施します。	生涯学習課

取組み2 被害者の保護及び自立に向けた支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
18	関係部署との連携体制の強化	関係機関と連携し被害者の適切な保護や自立支援を行います。	子ども福祉課 関係各課
19	女性相談窓口の充実	女性の相談を受け入れ、必要に応じて関係機関と連携して対応します。	秘書課 関係各課
20	家庭児童相談事業の実施	核家族化の進行、家庭環境の複雑化により養育困難 18歳未満の子どもの育児、しつけ、非行等に関する悩みについての相談・支援・援護を行います。	子ども福祉課

【指標項目】

項目	現状 (H28) (2016)	目標 (H33) (2022)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度	56.0%	100%
配偶者・パートナー・恋人からの暴力等について相談したことがあるという人の割合	27.3%	30%



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

◎夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

施策2 各種ハラスメントの防止

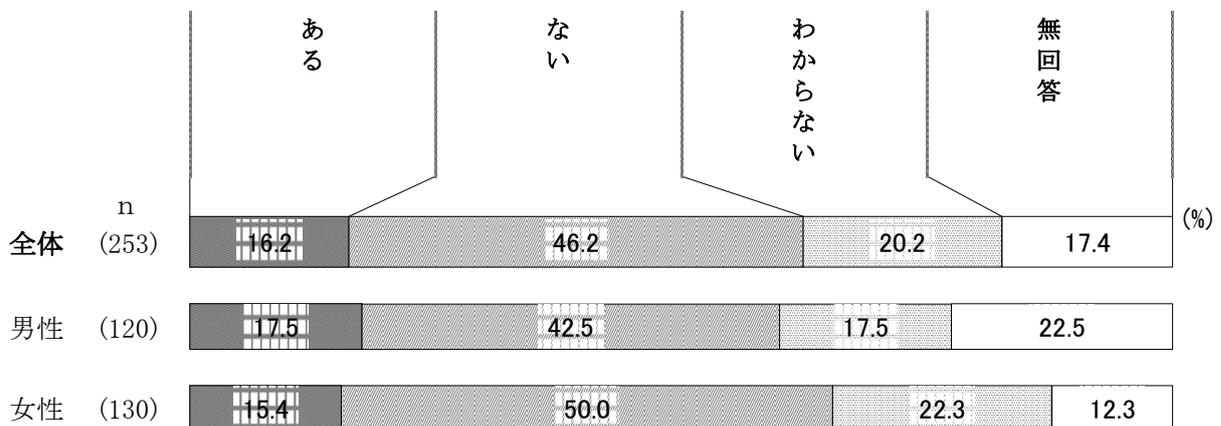
【現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントは、職場だけではなく地域や学校等あらゆる場で起こる可能性があります。最近では、新たにマタハラ（マタニティ・ハラスメント）等が問題となっています。これらの暴力は人権侵害であり、決して許されるものではありません。

また、ストーカー行為等は、被害者に対する暴行、傷害、殺人等の凶悪犯罪にまで発展する恐れがあり、これらの防止に向けて関係法令等の周知・啓発を図ることが必要です。

近年においては、性同一性障害等を理由として差別されるなど、困難な状況に置かれがちな人たちの人権を尊重し、正しい知識と理解を持つための啓発や、どのような配慮が必要かを検討していく必要があります。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント



資料：市民意識調査（平成28年）

取組み1 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
21	性犯罪、セクハラ、マタハラ、パワハラ、ストーカー被害防止対策の推進	市民や企業に対してハラスメント防止についての理解を促進するとともに、相談窓口や対応策についての情報提供を行います。	秘書課
22	性の多様性に関する理解促進	性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。	秘書課 関係各課

取組み2 相談体制の整備

事業No.	事業名	事業内容	担当課
23	関係機関との連携	各種ハラスメント等に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携します。	秘書課 関係各課

施策3 生涯を通じたところと身体健康づくりの推進

【現状と課題】

男女がお互いの身体について理解し、思いやりをもち、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。

女性は妊娠や出産にかかわる身体への負担が大きく、男女がそれぞれ異なる健康上の問題に直面することから性別による特有の健康管理や病気に対する理解を普及啓発する必要があります。

また、出産や性に関する正しい知識について、互いの理解を啓発するとともに、思春期を迎えた子どもへの教育も必要です。

取組み1 女性の健康支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
24	健康教育・健康相談の実施	保健師や管理栄養士・歯科衛生士がさまざまな情報を提供し、市民の疾病予防・健康増進を図ります。	保健センター
25	妊娠・出産に関する健康支援	妊婦・乳児の健康診査をはじめ、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施します。	保健センター

取組み2 健康な妊娠・出産・育児等への正しい知識の普及・啓発

事業No.	事業名	事業内容	担当課
26	高校生に対する思春期教育	市内高等学校を対象にリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて講話を実施します。また、デートDVなどについて学びます。	保健センター 秘書課

【指標項目】

項目	現状 (H28) (2016)	目標 (H33) (2022)
高校生に対する思春期教育講座の回数	2回/年	3回/年

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言」及び「行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策4 男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり

【現状と課題】

防災分野では、東日本大震災で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なため、避難所の運営などに支障が起っており、防災・復興に関する意思決定の段階から女性の参画に留意する必要があることがわかりました。

防災分野の組織の運営や活動の進め方において、男女共同参画の視点を導入していくことが必要です。

取組み1 防災分野における男女共同参画の促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
27	自主防災組織活動充実	地域住民の自主的な防災活動への女性の参画を推進します。	総務課
28	防災分野での男女共同参画の視点の導入	女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、事前の備え、避難所の運営、被災者支援等において男女共同参画の視点を取り入れていきます。	総務課

【指標項目】

項目	現状 (H28) (2016)	目標 (H33) (2022)
自主防災組織における女性防災リーダーの割合	1.2%	4%

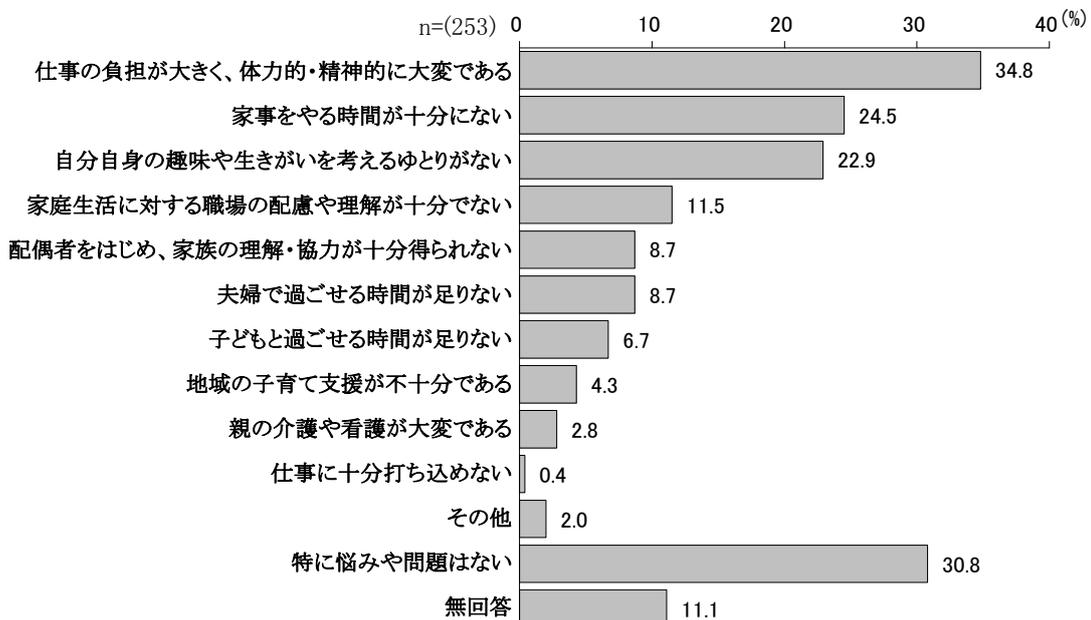
基本目標3 すべての女性が輝く社会づくり

人口減少社会の到来に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりは、我が国全体で取り組むべき喫緊の課題となっており、2015（平成27）年12月に策定された国の第4次男女共同参画基本計画においては、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進を大きな柱として取り上げています。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、性別にかかわらず、それぞれの価値観に基づいた、多様な働き方を選択できる職場環境が必要です。しかし実態は、男性・正社員における長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の増加・固定化など、就労をめぐる環境は難しさを増しているといえます。働きやすく、自らの能力の向上や活躍を目指すことができる社会に向け、働き方に関する制度・意識の改革を促していくことが必要です。

また、価値観やライフスタイルが多様化する中、就労の形態もさまざまな形が登場していますが、働きたいと思っている女性の能力が社会で十分に活かされていないことは、女性にとっても、社会にとっても、大きな損失です。働く女性の数は増加しており、それを後押しする法律の整備も進んできています。働きたいと思う女性が個性や能力に応じて多様な働き方で社会において活躍できるよう、より一層の支援が求められています。

仕事とその他の生活を両立させるうえでの悩みや問題



資料：市民意識調査（平成28年）

施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

家庭生活と仕事の両立を図るための環境整備や、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き生活できるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

平成 28 年の市民意識調査では、仕事と生活を両立するための悩みで、「仕事の負担が大きく、体力的・精神的に大変である」が 34.8%と最も高くなっています。

仕事と家庭の両立を進めるためには、働き方を見直そうとする意識を持つことも必要です。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けられ、男性が仕事一辺倒ではなく、家庭生活や地域活動に参画できるよう、子育て支援や介護支援策を進めると同時に、行政、事業者、労働者が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。

取組み1 ワーク・ライフ・バランスの意識定着と環境整備

事業No.	事業名	事業内容	担当課
29	男女共同参画認定事業者の拡大	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進などに積極的に取り組む企業を応援するため、これまでの男女共同参画推進事業者の認定を拡大します。	秘書課
30	企業等への情報発信	女性に限らず男性も働きやすい環境整備を進めるため、企業・事業所に対し、女性活躍推進法等の周知を図ります。	秘書課

取組み2 仕事と子育て、介護との両立支援の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
31	保育事業の充実	利用定員の見直し、保育士の確保などにより、待機児童の解消を図ります。	子ども福祉課
32	子育て支援の充実	子どもの一時預かりや病児・病後児保育、子育て支援センターなど、子育て家庭に対するさまざまな支援を充実させます。	子ども福祉課
33	介護サービスの充実	介護保険制度に基づく介護・介護予防サービス及び在宅福祉サービスの充実を図り、介護の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
34	放課後児童クラブ事業の実施	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に現在利用している小学校の教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子ども福祉課

35	ファミリーサポートセンター事業の実施	子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と手助けができる方（提供会員）が相互援助活動を行うための連絡、調整を行います。	子ども福祉課
36	育児・介護を行う労働者への情報提供	共働き家庭等の育児や介護の不安解消を図るため、関係機関と連携を図りながら個々のニーズに応じたアドバイスを行います。また、支援体制及び各種制度等について情報提供を行います。	子ども福祉課 高齢福祉課

取組み3 働き方改革の推進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
37	企業等への啓発・情報提供	長時間労働の削減や柔軟な働き方の実現に向けて、企業等へ啓発・情報提供を行います。	秘書課 商工観光課
38	市職員の働き方改革推進	時間外勤務の削減、モバイルワークをはじめとする柔軟な働き方など、仕事と生活の両立・調和等を目指します。	秘書課

【指標項目】

項目	現状（H28） （2016）	目標（H33） （2022）
（仮称）キラリかさま優良企業認定数	0 事業者	30 事業者

えるぼし マーク



◎平成28年4月施行された、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業が、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマークです。

このマークは広告や求人等に使用でき、女性活躍企業であることを学生や消費者、取引先などにアピールできるというものです。



茨城県女性が輝く優良企業認定マーク

◎職場における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランス推進及び子育て支援に取り組む企業を、茨城県が「女性が輝く優良企業」として認定したもの。認定を受けた企業はロゴマークを名刺やホームページ等で使用できます。

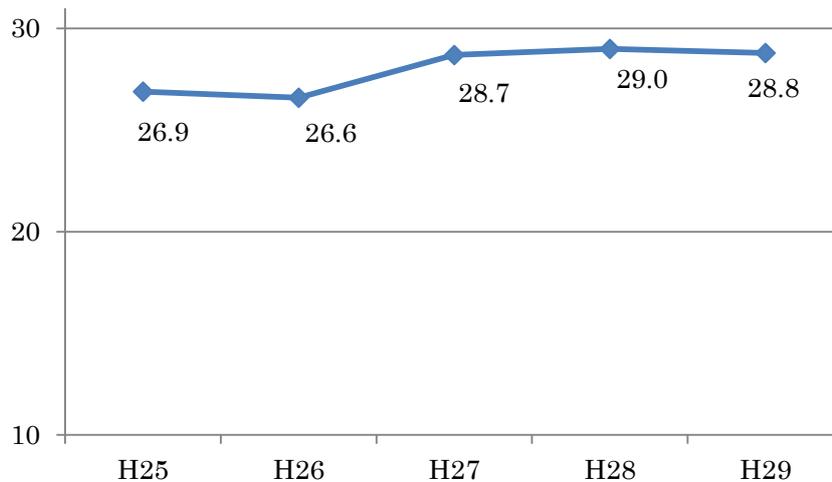
施策2 政策・方針決定過程への女性の参画

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成のためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのため、あらゆる分野に男女が責任をもってともにかかわり、意見や考え方を反映できる環境をつくる必要があります。

笠間市の審議会は、平成29年4月1日現在、女性のいない審議会数は5となりましたが、女性委員の比率については28.8%に留まり、引き続き女性登用の促進に向けた取組みが必要です。

笠間市の審議会における女性委員の参画状況



取組み1 審議会等における女性委員の参画促進

事業No.	事業名	事業内容	担当課
39	女性委員の登用推進	各種審議会等の委員改選にあたり、女性の登用を積極的に行います。	秘書課 関係各課

取組み2 人材バンク登録制度

事業No.	事業名	事業内容	担当課
40	人材バンク登録促進と活用	多様な技能や専門的知識を持つ女性に関する情報を収集、リストを作成し、審議会等への女性委員の推薦や講師派遣等へ活用を図ります。	秘書課 関係各課

【指標項目】

項目	現状 (H28) (2016)	目標 (H33) (2022)
審議会等における女性委員の占める割合	29.0%	35.0%
女性が一人もない審議会の数	4	0
男女共同参画人材バンク登録者数	64人	80人
職場における男女の地位が平等と思う人の割合	26.4%	30%

施策3 女性の職業生活における活躍支援

【現状と課題】

地域活動においては、女性が実働を担うものの地域団体の代表者としての女性の割合は少なく、代表者は男性が多いのが現状です。地域の慣習といった社会通念や固定観念にとらわれることなく、男女がともに協力し合える地域づくりに向けて、地域で活躍する人材を増やせるよう取り組む必要があります。

市役所においても、全ての職員が健康で生き生きと働き、その能力を最大限発揮できるよう、男女とも働きやすい職場づくりへの取り組みが必要です。

また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により就業を中断することなく継続できるよう、起業や再就職へのチャレンジの支援も必要です。

市職員の管理職に占める女性の割合

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
部長相当職	—	7.1%	7.1%	7.7%	7.7%
課長相当職	5.6%	5.6%	7.8%	9.2%	11.1%

市職員に占める女性の割合

	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
事務職	29.5%	30.6%	31.9%	33.5%	35.3%

取組み1 女性の人材育成

事業No.	事業名	事業内容	担当課
41	女性リーダー養成事業の推進	地域や職場の女性リーダーを育成するため、資格取得や自己研さんのための研修に係る費用に対し補助を行います。	秘書課
42	女性学級の開催	女性の資質向上と交流促進を図るため地域に根ざした学習会を開催します。	公民館
43	市職員の人材育成	管理職として活躍できる人材の育成を図ります。	秘書課

取組み2 女性の就業支援

事業No.	事業名	事業内容	担当課
44	起業に向けた支援制度の情報提供	起業・創業に関する情報提供を行うとともに、茨城県のチャレンジ支援等の制度活用を促進します。また、商工会等を通して、起業に関する情報提供を行います。	秘書課 商工観光課
45	女性の人材育成講座	女性の社会進出を支援するため、女性のキャリアアップセミナー、地域の女性リーダーによる講演会を実施します。	秘書課
46	再就職に向けた就業支援	女性の有資格者復職支援研修会や就職応援セミナーなどを開催し、女性の就業を支援します。	秘書課 商工観光課

【指標項目】

項目	現状 (H28) (2016)	目標 (H33) (2022)
女性リーダーの養成人数	14人	23人
市職員の管理職に占める女性の割合 (部長級以上)	7.7%	10%
市職員の管理職に占める女性の割合 (課長級以上)	9.2%	12%

第3章 推進体制と進行管理

1 推進体制

男女共同参画社会の実現を図るため、条例に基づき、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たしながら、協働により推進していくこととします。

(1) 市、市民、事業者の責務

1) 市の責務

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めます。

2) 市民の責務

- 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力します。

3) 事業者の責務

- 男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めます。
- 職場及び家庭生活並びにその他の活動との両立ができるよう、雇用の分野における環境の整備に努めます。
- 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力します。

(2) 笠間市男女共同参画審議会の運営

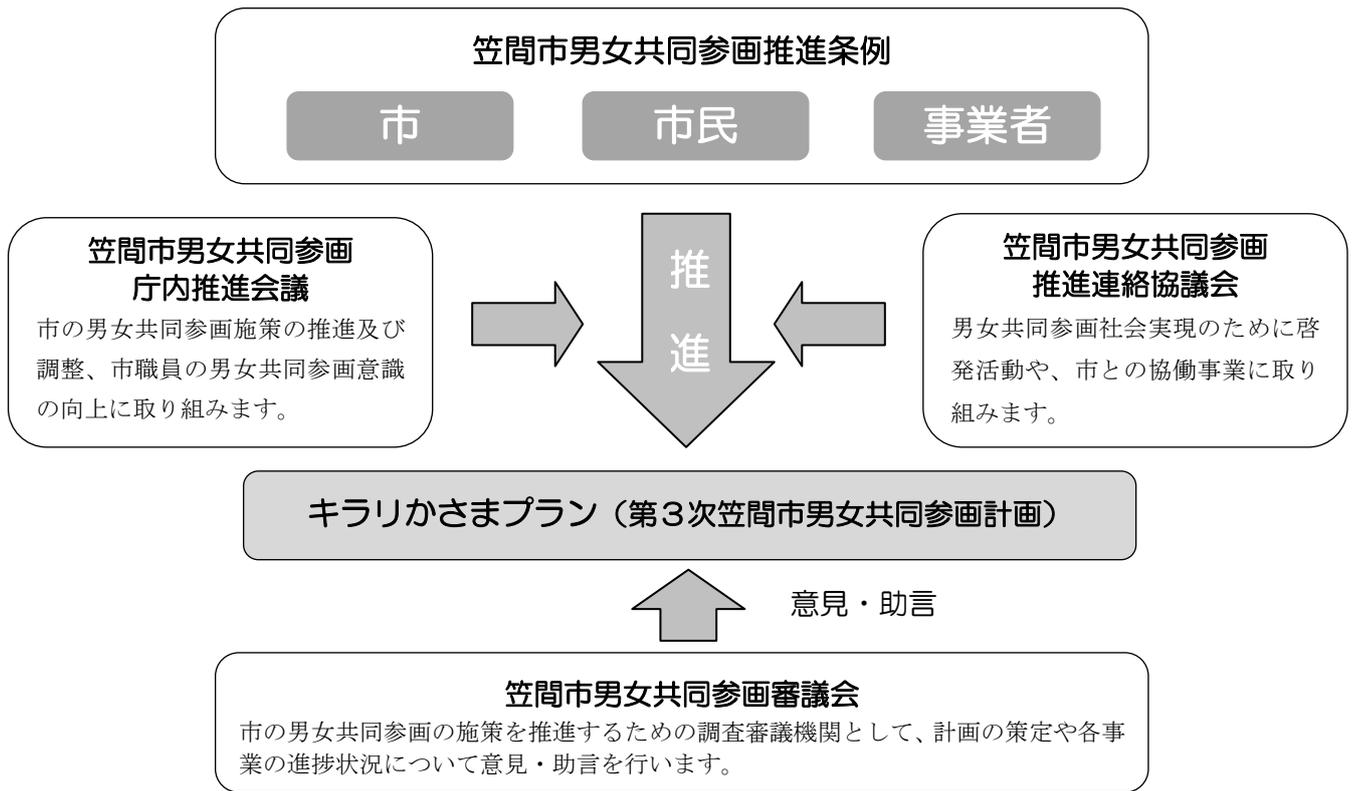
市の男女共同参画の施策を推進するための調査審議機関として、市民、市議会、事業者、学識経験者、関係団体で構成した審議会を運営し、市の事業の進捗状況について意見・助言を行います。

(3) 市内の推進体制の充実

市の男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、笠間市男女共同参画市内推進会議を設置し、施策の推進及び調整、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組みます。

(4) 笠間市男女共同参画推進連絡協議会との連携

市内の団体やグループが相互に理解を深めて連携し、男女が協力しながら住みよいまちづくりを進めるために設立した、笠間市男女共同参画推進連絡協議会は、男女共同参画社会実現のための啓発活動を行うとともに、市との協働により事業を行います。



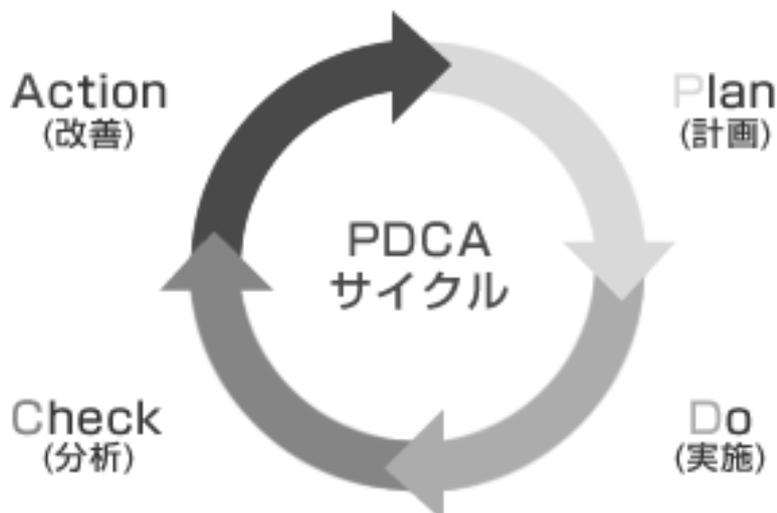
2 進行管理

(1) 進行管理

計画の進行管理は、毎年、男女共同参画施策の実施状況を笠間市男女共同参画審議会に報告し、その結果を市民に公表します。

(2) 指標項目による管理

計画の推進状況については、指標項目に掲げた目標指標の数値及び5年に1度行う市民意識指標により把握します。



第4章 指標項目

1 目標指標

基本目標	施策	項目	H28 (2016) 実績	H34 (2022) 目標値	所管課
1	男女共同参画の意識啓発と情報提供	男女共同参画社会について実現されていると思う人の割合	24.2%	30%	市民意識調査
		男女共同参画講座の受講者数	449人/年	500人/年	秘書課
		いいパートナーの日認知度	11.5%	15%	市民意識調査
	あらゆる場での男女共同参画意識の醸成	講座やフォーラム等の参加者に占める男性の割合	12.4%	25%	秘書課
		男女共同参画推進作品応募数	1648点/年	1700点/年	秘書課
		学校教育の場において男女の地位が平等であると思う人の割合	48.4%	55%	市民意識調査
		社会の意識や制度、慣習によって、男女が多様な生き方を選択できていないと考える人の割合	60.4%	55%以下	市民意識調査
2	男女間におけるあらゆる暴力の根絶	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度	56.0%	100%	市民意識調査
		配偶者・パートナー・恋人からの暴力等について相談したことあるという人の割合	27.3%	30%	市民意識調査
	生涯を通じたこころと身体の健康づくりの推進	高校生に対する思春期教育講座の回数	2回/年	3回/年	保健センター 秘書課
	男女共同参画の視点による災害に強いまちづくり	自主防災組織における女性防災リーダーの割合	1.2%	4%	総務課
3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	（仮称）キラリかさま優良企業認定数	0事業者	30事業者	秘書課
	政策・方針決定過程への女性の参画	審議会等における女性委員の占める割合	29.0%	35.0%	秘書課
		女性が一人もいない審議会の数	4	0	秘書課
		男女共同参画人材バンク登録者数	64人	80人	秘書課
		職場における男女の地位が平等と思う人の割合	26.4%	30%	市民意識調査
	女性の職業生活における活躍支援	女性リーダーの養成人数	14人	23人	秘書課
		市職員の管理職に占める女性の割合（部長級以上）	7.7%	10%	秘書課
市職員の管理職に占める女性の割合（課長級以上）		9.2%	12%	秘書課	

2 参考指標

項目		H28 (2016) 実績	所管課
市男性職員の育児や看護、介護による休暇取得者人数		17人	秘書課
行政区長に占める女性区長の割合		2.6%	総務課
家族経営協定締結農家戸数		135戸	農政課
笠間市男女共同参画推進条例の周知度		22.9%	市民意識調査
ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合		30.1%	市民意識調査
政治の場において男女の地位が平等であると思う人の割合		19.8%	市民意識調査
地域活動に参加している人の割合		67.1%	市民意識調査
暴力を何度も受けた経験のある人の割合	身体的な暴力	1.1%	市民意識調査
	精神的・心理的な暴力	4.1%	市民意識調査
	経済的な暴力	2.0%	市民意識調査
	性的な暴力	0.4%	市民意識調査
市政の各分野において男女共同参画社会の視点が反映されていると思う人の割合	教育・文化	45.1%	市民意識調査
	健康・福祉	47.7%	市民意識調査
	生活環境	41.0%	市民意識調査
	都市基盤	30.9%	市民意識調査
	産業	24.8%	市民意識調査
	自治・まちづくり	42.5%	市民意識調査

付属資料

- 1 笠間市男女共同参画推進条例
- 2 笠間市男女共同参画審議会規則
- 3 笠間市男女共同参画審議会委員名簿
- 4 第3次笠間市男女共同参画計画策定の過程
- 5 男女共同参画社会基本法
- 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 8 男女共同参画のあゆみ

キラリかさまプラン
第3次笠間市男女共同参画計画
平成30年3月

発行・編集 笠間市市長公室秘書課
〒309-1792 茨城県笠間市中央3-2-1
電話 0296-77-1101